

S

"

α ¥ ~

x % # % & α ¥ % α ¥ ~

\$#-## \$%##~

x J85

V

V

V

V

V

α ¥ "

α ¥ "

α ¥ "

α ¥ ° ±

V

V

【配布資料】

資料 1 フォローアップ会議について

資料 1-1 委員名簿

資料 1-2 建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性（全体像）

資料 2 建築物のバリアフリー化に関する最近の動向について

資料 2-1 建築設計標準の改定を踏まえた地方公共団体の動向

資料 2-2 福祉のまちづくり条例及び条例ガイドラインについて（大阪府）

資料 2-3 公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業（東京都）

資料 2-4 公立学校施設のバリアフリー化について（文科省）

資料 2-5 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック（スポーツ庁）

資料 2-6 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要（総政局）

資料 3 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討 WG での検討状況（報告）

資料 4 「建築設計標準」の更なる充実化に向けて

参考資料 1 第 4 回議事要旨

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50 音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大谷 喜博	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	副会長
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
深川 誠子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
正立 斉	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	理事（事務局長）
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	副理事長
三宅 隆	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	常務理事/組織部長

【事業者団体】50 音順

有野 一馬	一般社団法人 全日本ホテル連盟	専務理事
石井 滋	一般社団法人 日本フードサービス協会	常務理事
岩佐 英美子	一般社団法人 日本ホテル協会	事務局長
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会	常任理事
諏訪 綾子	一般社団法人 全国銀行協会	パブリック・リレーション部長
田中 正巳	日本チェーンストア協会	常務理事
谷口 洋一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
難波 義夫	一般社団法人 日本病院会	常任理事
原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局次長
森島 大登	一般社団法人 不動産協会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事

【劇場等関係団体】 50 音順

野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】 50 音順

磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部会長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
中杉 聡	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	標準化推進部長
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
山野井 直	公益社団法人 国際観光施設協会	チームリーダー

【地方公共団体】

江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課 担当係長	
木原 佑希子	日本建築行政会議（JCBA）防災部会バリアフリー分科会主査（神奈川県県土整備局）	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

建築物のバリアフリー化に向けた 取組の方向性（全体像）

建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性(全体像)

国土交通省の取組の基本的な考え方

<建築設計標準の策定・普及>

- 施設計画に応じて求められるバリアフリー基準や考え方について、建築設計標準にとりまとめ、**普及を図る**。

(直近の取組)

- 劇場、観覧場等の客席・観覧席に関する追補版(H27)
- ホテル、旅館に関する追補版(H30)
- 小規模店舗、重度障害対応に関する記載の充実(R2)

<バリアフリー基準(義務基準、誘導基準)の設定>

- 最低限遵守すべき**義務基準**と、全体水準の底上げを図る**誘導基準**を定めて、バリアフリー化を図る。

(直近の取組)

- ホテル、旅館の客室に関する基準の見直し(H30)
- 劇場等の客席に関する誘導基準の新設(R3)

<地域の実情を踏まえたバリアフリー化の促進>

- 地域の実情や施設の利用計画に応じた柔軟なバリアフリー化が進むよう、**地方自治体や民間事業者の取組を後押しする**。

(直近の取組)

- バリアフリー条例の制定促進(条例事例集の作成)(R4)
- 既存建築物の改修に対する交付金制度の創設(R4)

関係者参画による推進体制

(建築設計標準フォローアップ会議/R3~)

- 関係者間での**課題共有、意見交換**
- 建築設計標準等の**普及促進**



意見交換

【取組の方向性】

「優良事例や配慮が足りない事例」や「計画段階での当事者参画の進め方」など、**建築設計標準の更なる充実化を検討**

当事者ニーズや整備実態等の社会情勢の変化を踏まえ、**法令基準の見直しを検討**

条例制定の促進、交付金制度の活用促進など、**地域の実情等に応じたバリアフリー化を促進する取組の検討**

建築設計標準の更なる充実化に向けて

- フォローアップ会議では、建築物のバリアフリー化の促進に向けて、引き続き先進事例等の共有を進めるとともに、関係者が連携して建築設計標準や先進事例等の普及・周知を促進する。
- 併せて、会議でのご意見や議論された事項、蓄積された多様な取組・事例をもとに、適宜、建築設計標準に反映するなど、記載内容の充実化を図る。

今後の建築設計標準に関する取組

H27 >> H29 >> H31 >> R3.3

蓄積した事例等を随時発信

●●● 建築設計標準の見直し

(1) 建築設計標準の改正(H29.3、R3.3改正)

- ①小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ②重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

(2) ホテル又は旅館に関する追補版(H31.3)

(3) 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版(H27.3)

フォローアップ会議(年2回程度実施)



建築物のバリアフリー設計に関する内容の充実

- ・ 設計段階からの **当事者参加・意見聴取の取組事例**
- ・ 利用者への **配慮が足りない設計事例**
- ・ 既存建築物の **改修事例**(補助事業から事例収集)
- ・ 現地調査等を通じた建築設計標準の点検・評価 等

優良な設計事例・取組事例の充実

- ・ 建築設計標準の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例
- ・ 当事者からの意見聴取を反映した設計事例 等

バリアフリー基準の見直しについて

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「バリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を設置し、「車椅子使用者用便房・駐車施設」や「車椅子使用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

■バリアフリー法体系(建築物)

延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物

※学校、病院、物販店舗、官公署、劇場 等

新築等する場合に**移動等円滑化基準**への適合が必要 ※既存建築物は努力義務

移動等円滑化誘導基準に適合した場合、容積率の緩和等のインセンティブの対象

<バリアフリー法における主な基準(設置数関連)>

	移動等円滑化基準 (義務基準)	移動等円滑化誘導基準 (誘導基準)
車椅子使用者用便房	1以上設置	各階1以上設置
車椅子使用者用駐車施設	1以上設置	駐車台数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客室(ホテル・旅館)	客室総数の1%以上設置(50室以上の場合)	客室数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客席(劇場・観覧場等)	-	客席数に応じて、0.75%~2%以上

基準見直しの方向性について検討

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体(車椅子関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール

R5年度~
 ・フォローアップ会議に検討WGを設置
 ・検討WG(3~4回程度を想定)
 R5年度内
 ・基準見直しの方向性とりまとめ

フォローアップ会議の開催経過(第1回～第2回)

第1回会議 令和3年10月1日開催

地方公共団体・関係省庁によるバリアフリー化の取組、建築物のバリアフリー化を図った事例等について紹介・意見交換を行うとともに、今後のフォローアップ会議の方向性について意見交換を実施。

<意見交換テーマ>

- (1)取組・事例等 鳥取県福祉のまちづくり条例制度概要等(鳥取県)
SAGAサンライズパークの整備事例(佐賀県) 等
- (2)会議の方向性 建築設計標準の周知・理解促進に向けて(関係団体による取組の共有を実施)
建築設計標準の充実に向けて(優良事例・先進事例の共有を実施) 等

第2回会議 令和4年2月18日開催

関係団体によるバリアフリー化の促進に係る周知・普及の取組、地方公共団体によるバリアフリー化の取組、建築物のバリアフリー化を図った事例等について紹介・意見交換を行うとともに、今後のフォローアップ会議の方向性について意見交換を実施。

<意見交換テーマ>

- (1)取組・事例等 建築士に対する普及周知と技術力向上に向けた取組(日本建築士会連合会)
練馬区福祉のまちづくり推進条例と条例に係る取組(練馬区)
当事者参画によりバリアフリー化を図った小規模店舗等の整備事例 等
- (2)会議の方向性 建築設計標準の充実に向けて(バリアフリー化に係る現状調査を実施)
委任条例の制定促進に向けて(地方公共団体の取組事例集を作成) 等

フォローアップ会議の開催経過(第3回～第4回)

第3回会議 令和4年10月21日開催

地方公共団体・関係省庁によるバリアフリー化の取組について紹介・意見交換を行うとともに、今後のフォローアップ会議の方向性について意見交換を実施。

<意見交換テーマ>

- (1)取組・事例等 条例に基づく特定施設の点検・助言制度について(兵庫県)
スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化推進事業(スポーツ庁) 等
- (2)会議の方向性 建築設計標準の充実に向けて
(事例や調査結果を踏まえたバリアフリー化の目標設定について検討) 等

第4回会議 令和5年2月17日開催

関係省庁によるバリアフリー化の取組、バリアフリー化の現状の調査結果等について紹介・意見交換を行うとともに、今後のフォローアップ会議の方向性について意見交換を実施。

<意見交換テーマ>

- (1)取組・事例等 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(文部科学省)
客席・観覧席を有するスポーツ施設と小規模店舗のバリアフリー化の現状の調査結果 等
- (2)会議の方向性 建築設計標準の充実に向けて(配慮が足りない設計事例等の収集を実施)
バリアフリー基準の見直し(WGによる基準の見直しの検討を実施)
地域の実情に応じたバリアフリー化の促進に向けて(事例集を周知) 等

1. 「建築設計標準」等の充実に関すること

(1) 建築設計標準の構成の検討

- ・ 調べやすさ、分かりやすさの点から、Web閲覧の仕組みを想定してはどうか。
- ・ 各地域の障害者団体が地方公共団体・事業者等と協議する際に使うことができるよう、また身体障害にもさまざまな特性があることの理解が進むよう、設計標準の内容が障害特性に対応して整理されたものがあるとよい。

(2) 建築設計標準の改善に向けた調査

- ・ 構成や分かりにくい点、欲しい情報について調査を行ってはどうか。
- ・ 災害時の避難・誘導について、被災経験のある地方公共団体や福祉避難所での実態や課題について調べてもらいたい。
- ・ 既に盛り込まれた内容が、実際の建築物において、うまく機能しているか／いないかについて、当事者団体から情報提供があるとよい。
- ・ 建築設計標準への小規模店舗の記載追加（R3年3月改正）に伴う普及状況について、実態を把握するべき。→[第4回会議において調査結果を報告](#)

(3) 取組事例の収集・普及

- ・ 当事者団体だけでなく、事業者団体からも好事例の情報提供があるとよい。
→[第1回・第2回会議において、事例を紹介](#)
- ・ 小規模店舗に関する建築設計標準を適用して整備された新しい店舗を紹介して頂きたい。また希望者だけでよいので、一緒に視察に行けるとよい。
- ・ 設計者が参考にすることも多いので事例の選定は慎重に行うべき。また海外の福祉先進国の基準や優良事例も参考にしてはどうか。
- ・ 施工者の理解や多様な障害の理解に繋がるよう、利用者への配慮が足りない事例とその理由を示してはどうか。→[第5回会議（本日）において、事例を紹介](#)

1. 「建築設計標準」等の充実に関すること

(4) 具体的なご意見（概要）

項目	主な意見（概要）
①障害特性と配慮事項への理解等	<ul style="list-style-type: none"> 目に見えない障害に対する配慮について明記することが必要。
②管理運営上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建設設計標準を読み解く概念として、心のバリアフリーの背景をコラム等として示すべき。 マニュアル的な対応、一律対応にならない工夫が重要。 遊戯施設やホールの車椅子利用者用客席について、車椅子使用者と介助者1名という考えしかなく、親子・家族で楽しい思い出を作りたい気持ちに対する配慮が感じられない事象（介助者1名以外は離れた席に、と案内されるなど）が多い。 障害者団体スポーツの招致も考慮し、スポーツ施設では環境特性・特徴、取組などについてwebにより見える化し、情報公開すべき。
③ソフト面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> IT・ICTの活用や福祉機器の活用などについて検討すべき。 建替や改修に思うように時間とコストをかけられない中で、ハード面とソフト面の組み合わせでいかに対応していくかも重要である。
④利用者の特性とニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> その障害の幅広い情報をもつ地域の当事者団体に参加を依頼する等の工夫が必要であり、こうした工夫を取組事例のポイントとして記載すべき。 設計・企画側の負担を下げ、また当事者側も安心して参加することができるよう、当事者参加等の際に配慮すべき要点を、障害種別ごとに掲載すべき。

1. 「建築設計標準」等の充実に関すること

(4) 具体的なご意見（概要）

項目	主な意見（概要）
⑤災害時の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 災害を念頭に、非常時のバリアフリー対応を検討すべき。（火災時の車椅子対応、地震時の避難場所等。）
⑥用途別の計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 若い設計者が設計前に、よくある問題や希望・要望の事例を用途別に確認できるとよい。 当事者の利用が少なく、当事者団体からの意見が少ない用途の建築物が、建築設計標準の対象として抜け落ちていないか点検すべき。
⑦駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> 車両後方から乗降する福祉車両とニーズがバッティングし、乗降の際に側面ドアを全開する必要のある車椅子使用者（運転する場合等）が、車椅子使用者用駐車場を利用できない場合がある。 車椅子使用者用駐車施設の路面の塗装は、全面青色としゼブラゾーンをなくすべき。
⑧エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者に配慮し、エレベーターの籠内には、できるだけモニターを設置すべき。 エレベーターの出入口の方向が階ごとに異なることは、新築の大規模施設ではなくすべき。 複数のエレベーターがあっても音声案内が1台のみで視覚障害者の利用（選択）が難しい。

1. 「建築設計標準」等の充実に関すること

(4) 具体的なご意見（概要）

項目	主な意見（概要）
⑨トイレの機能分散	<ul style="list-style-type: none"> 機能分散の事例紹介において、建築物内の各機能の位置・数・位置づけなどを整理することが、便所全体の床面積の規模適正化や箇所数適正化（便所全体の床面積増）につながる。
⑩バリアフリースイレ	<ul style="list-style-type: none"> 音声案内でどのように機能を紹介すべきか（「バリアフリースイレ」と音声案内しても機能がわからない。）、機能を示す点字表示が触知案内板に収まらないなど、実際の計画・設計では、まだ課題がある。
⑪便房（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> 便房には、必ず光警報装置を設置すべき。また聴覚障害者が利用する際のバリアフリー対応に関する内容を追加すべき。
⑫車椅子利用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> 人感センサー付き照明のあり方（点灯時間長さ、自動消灯等）の記述を設けるべき。
⑬客席・観覧席	<ul style="list-style-type: none"> 劇場・スポーツ施設では、文字表示・字幕等での情報提供をすべき。 スポーツ施設には、聴覚障害者に行き先等をわかりやすく示すためのユニバーサルデザインの案内表示等が必要。 スポーツ施設を障害のある競技者が利用できるかも重要な視点。 スポーツ施設のカームダウンのためのスペースについて、記述すべき。
⑭手すり	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの耐荷重はどのように想定するのか等を、明確に記載してほしい。
⑮授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 事例の更新が必要。 「授乳室」の空間が「授乳ブース」なのか、「調乳等も含めた授乳スペース」や「ベビーケアルーム」なのか等の整理が必要（特に案内表示）。

2. 建築物のバリアフリー化に向けた当事者参加・意見聴取の取組の普及に関すること

(1) 時期、方法

- ・ 機会は基本計画、基本設計段階から設けるべき。（実施設計段階からでは遅い。）
- ・ ヒアリングだけでなく、当事者を委員やオブザーバーとして会議に出席させてほしい。
- ・ 建築の知識が少ない参加者に、計画内容をどのような手段（模型など）で伝えるかが課題。

(2) 参加者、人材育成等

- ・ 利用目的（例えば車椅子使用者のスポーツ利用等）に沿った整備内容とできるよう、当事者参加等を行うべき。また様々な障害種別の当事者が参加できるようにすべき。
- ・ 参加する当事者のバリアフリー整備に係る知識等の水準を確認するシステムや、建築主等に意見を言うことのできる専門的知識を持った当事者・設計者の基盤（例：人材バンク）を地方公共団体を超えて作る等の視点も必要。
- ・ 利用者（当事者）と専門家が施設を点検する取組を普及できるとよい。
- ・ ワークショップ等を実施できる人材の育成が必要。
- ・ 事業者・設計者等が、声掛けしやすい関係・参画頂けるような関係を普段から障害者団体等と築いておくことが重要。
- ・ 設計・企画側の負担を下げるようファシリテーター登録・紹介のしくみがあるとよい。

(3) その他

- ・ 意見聴取等だけでなく、先行事例や現在ある施設での検証を通し利用者の意見を取り入れ、次の計画にいかせるよう段階的なしくみ、多方面の専門家の意見集約等があると良い。
- ・ 当事者参加で設計された施設についても、運用後に点検を実施すべき。
- ・ 施設の改修の際にも、意見聴取を行うべき。
- ・ 当事者参加・意見聴取を設計入札の条件とすれば、全国に広がるのではないかと。

→第2回・第3回会議において事例を紹介

3. 建築物のバリアフリー基準の見直しに関すること

- 大型商業施設のテナント内部の床に段差を設けないようにする、小規模店舗：最低限の基準を設けるなど、義務基準を見直すべき。
- 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模（現行は2,000㎡以上）を1,000㎡以上等に引き下げるべき。

4. その他、建築物のバリアフリー化の理解促進に関すること

(1) 地方公共団体における取組の促進

- 地方公共団体の取組の差を埋めるよう、条例化を進めることがボトムアップに繋がるのではないかと。[→第5回会議（本日）において、地方公共団体の取組事例集を紹介](#)
- 国交省が地方公共団体の取組を集約するだけでなく、各地方公共団体が経験を積み上げ、継承するしくみを作る視点が重要。

(2) 関係団体等

- 建築の現場等にもっと周知して頂きたい。
- 建築関係団体に、各地の視覚障害者団体へのヒアリングや研修会等をやって頂けるとよい。
- 障害者と建築の資格を持つ方の集まり等、建築士会等との連携が取れるとよい。
- 会議の参加団体などが、各々の実施していることや課題、何ができるのか、どう連携できるのかを共有・勉強することが重要。
- 国連の障害者権利委員会から様々な政府への勧告を踏まえ、バリアフリー、ユニバーサルデザイン関係に関する専門家の教育について国交省の立場から何ができるか考えることが必要。

建築設計標準の改定を踏まえた 地方公共団体の動向

バリアフリー法第14条に基づく条例(地方条例)

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体 (2022.10.1時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

移動等円滑化の促進に関する基本方針 (建築物関係部分抜粋)

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置(地方公共団体に対する助言・指導、設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。(略)

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模（表の規模以上）

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	校別校公立 支又は小 援は学特学	診療 院又は 所又は	画覧劇 館場、映 等、観	は集会 は公会 堂又	等物 販店 舗	はホテ ル又 は旅 館	官公 庁等	飲食 店	学校	事務 所	下宿 寄居 宿舎、 共同 住宅、	ム福保 等社社 ホー ー、 保 育 所、	運水体 動泳育 施設場 等館、
岩手県	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-
山形県	1,000㎡※1a	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-
埼玉県	全て	全て※1c	全て※1b	全て	200※1b,1c	200㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て※1a	500㎡
東京都	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	-	2,000㎡※1a	500㎡※1a	-
横浜市	1,000㎡	全て※1c	300㎡	全て※1c	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡※1a
川崎市	全て	全て※1c	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※1a	-	-	-	-
長野県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
高山市	全て	全て※1c	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	-
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※1a	2,000㎡	-
大阪府	全て	全て	500㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a,1c	全て※2a	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※1a,1c	全て	全て
鳥取県	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	1,000㎡※1a	-	-	-	-
大分県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
熊本県	1,000㎡※1a	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について

※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる

※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について

※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く

地方公共団体による条例による取組

○**バリアフリー法に基づく条例(委任条例)**を制定している地方公共団体では、基準への適合義務化によるバリアフリー化を進めている。

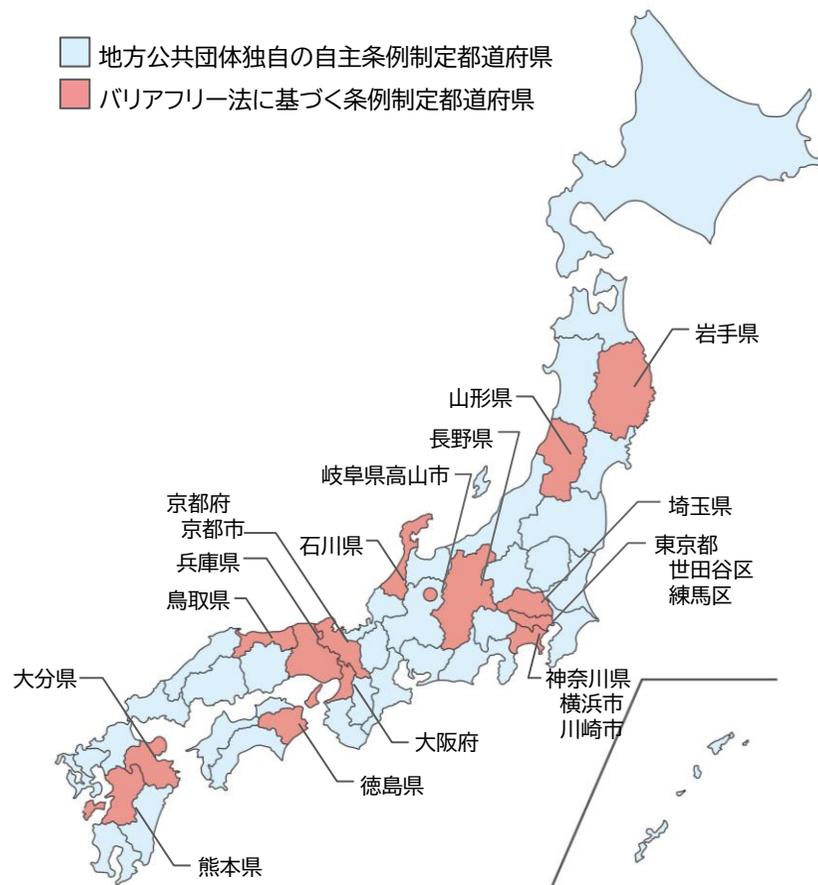
○委任条例を制定する地方公共団体以外の全ての地方公共団体では、**地方公共団体独自の自主条例**(いわゆる「福祉のまちづくり条例」等)に基づく事前協議等を通じてバリアフリー化を促進している。

条例の考え方の違い

	バリアフリー法に基づく条例	地方公共団体独自の自主条例
対象用途・規模	各自治体ごとに独自に設定	より幅広い用途・規模を対象
基準への対応	基準への適合を義務化	着工前の事前協議等を通じたバリアフリー化の促進

※基本的なパターンを示したものであり、それぞれの自治体により考え方は異なる。

- 地方公共団体では、いずれかの条例(もしくは両方の条例)により、建築物のバリアフリー化に向けた取組みを進めている。
- 条例の解説本やマニュアル等を作成している自治体も多く、建築設計標準の改正の考え方等を含め、適切に見直し、改善等を促すことが重要。



※両方でバリアフリー化を推進している都道府県については、「バリアフリー法に基づく条例制定都道府県」に含む。

バリアフリー法に基づく条例の概要と地方公共団体の取組事例集（令和5年3月公表）

○地域の実情に応じたきめ細やかなバリアフリー化を促進するため、現在、条例未制定の自治体が条例を策定するにあたり参考となるよう、**地方公共団体の条例の概要や特徴、基準の解説書等の情報をとりまとめた事例集**を策定、令和5年3月に公表

目次

I. バリアフリー法と法に基づく条例の概要

1. バリアフリー法（建築物分野）の概要について
2. 近年の法令改正の概要について
3. バリアフリー法に基づく条例について
4. 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況
5. 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況
6. 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加（強化・追加）状況

II. 地方公共団体の条例・取組事例集

20の地方公共団体の条例等について、法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要、委任条例以外の特徴的な取組等を紹介

委任条例と自主条例の概要

16 兵庫県

法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：委任規定を設けたことにより、基準適合の実効性が担保できていると認識しています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例 (法第14条第3項の条例は、第3章第1節第24条の3～第24条の6)
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/jover12.html
制定年	公布：2010年、施行：2011年
最近の改正年	公布：2021年、施行：2022年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・自主条例（1992年制定）の対象施設と整合するよう、対象規模を引き下げ。 ＜対象規模の引き下げの例＞ ・病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、銀行、質屋：すべての規模 ・物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、飲食店、サービス業を営む店舗（銀行・質屋を除く）：床面積の合計100㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・自主条例（1992年制定）の対象施設と整合するよう付加。 ＜付加した特定建築物とその規模設定の例＞ ・学校、運動施設：すべての規模 ・共同住宅：床面積の合計2,000㎡以上又は21戸以上 ・事務所、工場：床面積の合計3,000㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加 500㎡未満の建築物に関する基準	あり なし	・自主条例（1992年制定）の整備基準と整合するよう基準を強化・追加 —

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例解説書（特定施設整備編）
策定年または最近の改正年	2022年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/teishohaku_kenchikuakuma2.html
名称	福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き
策定年または最近の改正年	2019年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/shisetuseiji-kanrijaneitobiki.html
名称	福祉のまちづくり条例の運用に関するQ&A（特定施設整備編）
策定年または最近の改正年	2020年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/documents/ganda_200701.pdf

委任条例以外の特徴的な取組等

1. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	バリアフリー情報の公表制度
開始年	2010年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/bf_information.html
制度創設の目的、条例との関係等	・障害者等が施設利用に先立ち、当該施設のバリアフリー情報の容易な入手を可能とする仕組みが必要だったため。 ・条例において義務付け。
主な対象建築物	・展示場、物販店、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、病院等、倉庫等、体育館等の運動施設、図書館等、銀行等、地下街等、ホテル等、官公署、公共の交通機関の施設ほか
公表制度における近年の取組概要	2022年度（4月1日施行）より、ホテル・旅館について、公表義務の対象となる施設規模と公表すべき内容を変更（追加）

2. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	チェック&アドバイス制度
制度の開始年	2010年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html
制度創設の目的、条例との関係等	・障害者や高齢者を含むあらゆる人が社会活動に参加でき、ともに支え合う社会づくりが必要、バリアフリー整備に際して、障害者等の利用者目線でチェックする仕組みを創設。 ・条例において規定。
主な対象建築物	・条例に規定する特定施設
意見聴取等への参加者の概要	・福祉のまちづくりアドバイザー（建築・福祉の専門家、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者ほか）、申請者（特定施設の所有者等）、申請関係者（設計事務所等）、事務局（県）
制度の概要・特徴	・申請者からの求めに応じ、県が申請者の立場に立つて施設の点検・助言を行う福祉のまちづくりアドバイザーをあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施。
2021年度の実績件数	・15件

<チェック&アドバイス当日の主な流れ>

オリエンテーション

自己紹介、施設の概要説明、重点チェック項目の確認等



現場での点検・助言

実際に利用するルートに沿って、一連の動作を点検



意見交換

点検箇所ごとに各アドバイザーの視点から助言



46

47

通しP21

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001598542.pdf>

4

大阪府福祉のまちづくり条例及び 条例ガイドラインについて



大阪府福祉のまちづくり条例

- 全国に先駆け、平成5年4月施行
- 誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進し、
「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現を目指す
- バリアフリー法の委任条例として、「義務化対象用途の拡充」「対象規模の引き下げ」「バリアフリー基準の上乗せ」といったきめ細やかな規制誘導により、建築物等のバリアフリー化を促進

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン

- 平成28年4月に公表
- 施設の設計、維持管理時の配慮事項等をまとめ、
誰もがでかけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進めていくための指針
- 法律や条例で規定されている基準の解説のほか、「建築設計標準」（国）等を参考に、望ましい整備事項を写真、図解などにより解説。
- 設計者や事業者が、建築物の計画、設計、運営する際に活用するものとして策定

だれもが自由に安心して出かけられるまちづくりが
おおさかのあたりまえになるように

【参考①】大阪府福祉のまちづくり条例の特徴＜対象用途・規模＞

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	学校特別支援	診療所又は病院	画覧場、劇場、観劇場、映等	は集会場又は公会堂	等物販店舗	はホテル又は旅館	官公庁等	飲食店	学校	事務所	下宿、寄宿舎、共同住宅	ム等福祉ホ一、保育所	運動施設、水泳場等、体育館
岩手県	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	2,000㎡ ^{※1a}	-	-	-	-
山形県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-
埼玉県	全て	全て ^{※1c}	全て ^{※1c}	全て	200 ^{※1b,1c}	200㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡ ^{※1a}	全て ^{※1a}	500㎡
東京都	全て	全て ^{※1c}	1,000㎡	全て ^{※1c}	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡ ^{※1a}	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て ^{※1c}	1,000㎡	全て ^{※1c}	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡ ^{※1a}	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て ^{※1c}	1,000㎡	全て ^{※1c}	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡ ^{※1a}	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	-	2,000㎡ ^{※1a}	500㎡	-
横浜市	1,000㎡	全て ^{※1c}	300㎡	全て ^{※1c}	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	-	2,000㎡ ^{※1a}	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て ^{※1c}	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡ ^{※1a}	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡ ^{※1a}	-	-	-	-
長野県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
高山市	全て	全て ^{※1c}	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡ ^{※1a}	全て	-
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	-	3,000㎡	3,000㎡ ^{※1a}	-	-
大阪府	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	500㎡	全て ^{※1c,2a}	200㎡ ^{※2a}	1,000㎡	全て ^{※2a}	200㎡ ^{※2a}	全て ^{※2a}	-	2,000㎡ ^{※1a1b,2b}	全て ^{※2a}	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡ ^{※1a1c}	全て	全て
鳥取県	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	-	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}	全て ^{※2a}
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	1,000㎡ ^{※1a}	-	-	-	-
大分県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-

※2020.9時点(国土交通省作成資料をもとに作成)

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について

※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる

※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について

※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く

○ 義務化対象となる用途・規模の拡充のほか、基準についても、法基準への上乗せとなるよう、大阪府独自の基準を附加し、建築物のバリアフリー化の促進を進めている。

<主な附加基準>

建築物の部分	バリアフリー法 基準	大阪府独自の附加基準
便所	<ul style="list-style-type: none"> □ 車いす使用者用便所の設置 □ オストメイト用設備の設置 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ ベビーベッド、ベビーチェアの設置(1,000㎡以上) □ 大人用介護ベッドの設置(10,000㎡以上) □ 小便器への手すり設置 □ 配置図の触知対応 <p style="text-align: right;">等</p>
授乳室	—	<ul style="list-style-type: none"> □ 授乳及びおむつ交換できる場所の設置(5,000㎡以上)
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> □ 出入口の幅 □ 籠の大きさ □ 乗降ロビーの大きさ <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 籠内への鏡、手すり、非常時の表示機能(聴覚障がい者対応) <p style="text-align: right;">等</p>
浴室	—	<ul style="list-style-type: none"> □ 車いす使用者用浴室の設置
ホテル・旅館の 客室	<ul style="list-style-type: none"> □ 車いす使用者用客室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> □ 一般客室のバリアフリー化(通路幅員、出入口幅員等) <p style="text-align: right; color: red;">通しP25</p>

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正（国交省：R3.3）等を踏まえ、**障がい当事者団体等との現地検証**（合計13店舗）等を行った上で、**R5.5にガイドラインを改定・公表**

＜参考＞ 当事者参画による現地検証

物販店



飲食店



事務所



当事者の方の意見

- ・カウンター席の奥行きが狭く、車椅子使用時にテーブル奥まで手が届かない
- ・会計レジの位置が高く、表示が明確に見えない
- ・音の刺激が遮断できる個室がないので、カームダウンスペースがあるとよい 等

ガイドラインに反映

《主な改定内容》

① 重度の障がい、介助者等に配慮したバリアフリー設計

⇒ 座位変換型の（電動）車椅子使用者等が回転できるよう、一定用途・規模以上の建築物について、**便房内の内接円の大きさは「直径180cm以上」とすること**や、**大人用介護ベッドを設置すること**等を追加

② 小規模店舗のバリアフリー設計

⇒ 新たに**小規模店舗（200㎡未満）における設計ガイドライン**の章を追加

③ 劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席

⇒ **車椅子使用者用客席の設置割合**や、**2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けること**を追加

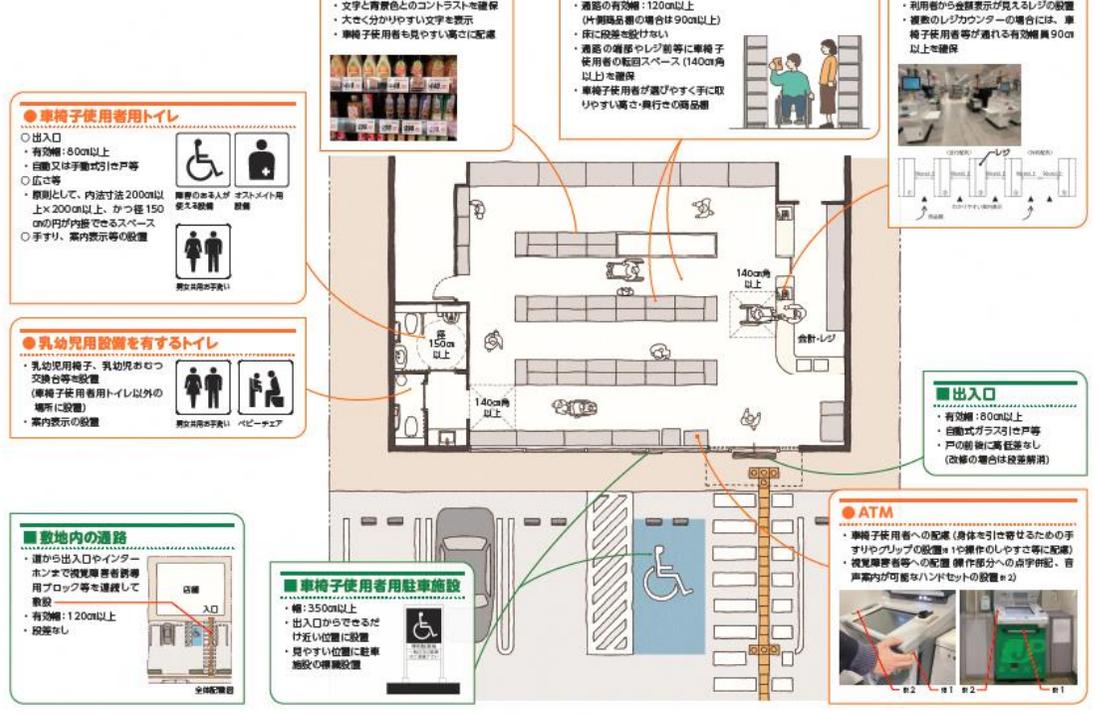
④ その他の改訂項目

⇒ ①～③の項目の他に、**オールジェンダートイレの設置**や、**カームダウン・クールダウンのための休憩スペースの確保**等を追加

ガイドライン改定にあたっての当事者参画について

- ガイドラインの改訂にあたり、小規模店舗での具体的な課題を把握するため、**当事者も参画する形式での現地検証**を実施
- 建築設計標準をもとに作成したチェックリストを用いた現地検証を通じ、「**施設の良い点・工夫されている点**」や「**具体的な課題(使い勝手等)**」について共有

物販店舗のイメージ



店舗視察時のチェックリスト

種別	項目	確認	備考	備考
物販店舗	出入口			
	- 幅		80cm以上	
	- 扉の構造 - 転倒防止装置の有無			
	- 戸の前後に高さ差の発生			
店舗内	通路・商品棚			
	- 通路は車椅子利用者がスムーズに通行し得る幅を確保する		目安：80cm以上	
	- 商品棚を設けず			
	- 通路の幅が狭く商品棚が設置されている場合は、車椅子利用者等が通行し得る幅を確保する		目安：140cm以上	
共通	商品名や価格等の表示			
	- 文字と背景色のコントラストを確保			
	- 大きめに分かりやすい文字を表示			
	- 車椅子利用者等が読み取りやすい高さに表示			
店舗	会計レジ			
	- 利用者から金額表示が見えレジの設置			
	- 複数レジカウンターの場合には、車椅子利用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保			
	- レジでの商品表示・値への対応		商品名・価格等	
トイレ	車椅子利用者用トイレ			
	- 出入口の有効幅		80cm以上	
	- 扉の構造 - 転倒防止装置の有無			
	- 戸の前後に高さ差の発生			
二重扉	乳幼児用設備を有するトイレ			
	- 乳幼児用椅子、乳幼児おむつ交換台等の設置			

↑ 現地検証時のチェックリスト

目的

公共施設等においてトイレへの介助用ベッドの計画的な設置に取り組む区市町村を支援し、ユニバーサルデザインの理念に基づきまちづくりを推進する。

事業概要

公共施設等のトイレへの介助用ベッドの設置事業とし、設置費用等の経費補助を行う。

- 地域で暮らす人々の利用ニーズに配慮し、**区市町村が特に設置が進んでいない地域への介助用ベッドの設置費用等を補助**
- 区市町村が、**民間施設に対して助成した経費についても補助対象とする**
- 介助用ベッド設置場所のHP等への掲載や、近隣トイレ等への案内掲示など、**積極的な情報発信に取り組む**
- 真に利用が必要な人の利用が可能となるよう、**適正利用に関する普及啓発を併せて実施**

＜補助対象＞ 区市町村

＜補助対象経費＞（１）介助用ベッド設置に係る費用
（２）介助用ベッド設置を実施する民間事業者への助成費用

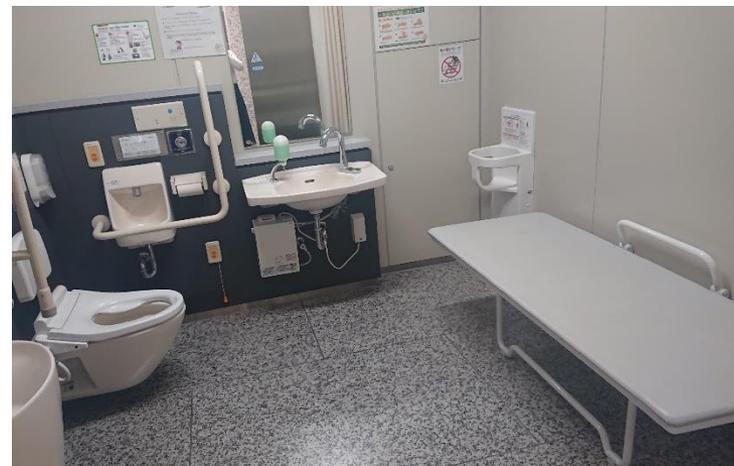
【採択の要件】・エリアにおける設置状況及び最適な配置を踏まえ設置すること
・介助用ベッドの設置状況について情報発信を行うこと
・トイレの適正利用に係る普及啓発を実施すること

＜補助基準額＞ 1基当たり 1,000千円

＜補助率＞ 10/10

＜予算額＞ 地域福祉推進包括補助事業の内数

＜令和4年度実績＞ 5区市町村 8件



- 令和2年5月のバリアフリー法の改正により、**既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化**されたことを踏まえ、文部科学省では、**令和7年度末までの整備目標を設定し、取組の加速を要請。**
- 学校設置者は、**関係部局との連携**を図りながら**整備計画を策定し、計画的な取組を加速**することが必要。具体的には、**要配慮児童生徒の入学予定情報等を早めに収集しつつ、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、施設全体のバリアフリー化を進める**ことが重要。
- 文部科学省では、令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について**国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ。**

●バリアフリー化率の現状と、令和7年度末までの国の目標

※学校施設のバリアフリー化に関する**計画等がある地方自治体は25%**に留まる。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリースイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている 全ての学校 ※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%(校舎)、約98%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校 に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から 教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校 ※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%(校舎)、約76%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%		

●文部科学省ウェブサイト中「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページ

学校施設のバリアフリー化の検討や実施のほか機運醸成等のためにご活用ください。

- ・バリアフリー化に関する調査研究・事例集
- ・整備目標・実態調査
- ・これまでの通知・事務連絡等
- ・国庫補助制度
- ・広報資料（ポスター、チラシ）
- ・相談窓口



公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組

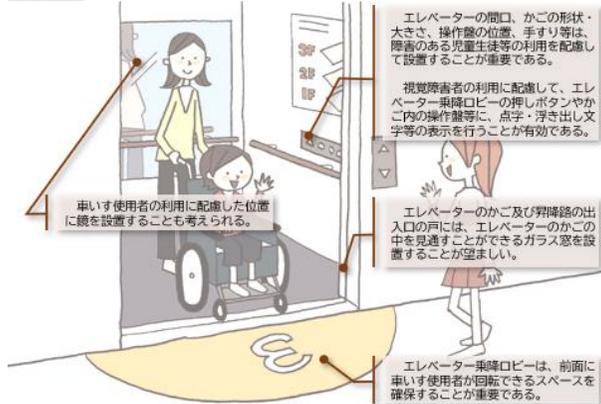
- 既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、技術的な観点において必要となる情報を事例として示し、各学校設置者における検討に資する資料として「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」を取りまとめ（令和4年6月）

イラスト解説例：利用しやすいエレベーター

利用しやすいエレベーター



部位別解説



エレベーターや乗降ロビーの大きさ、視覚障害者の利用に配慮した操作盤、鏡の設置などについてイラストで解説。

各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載。（計11自治体、19施設）

掲載例：

東京都町田市立 町田第一中学校



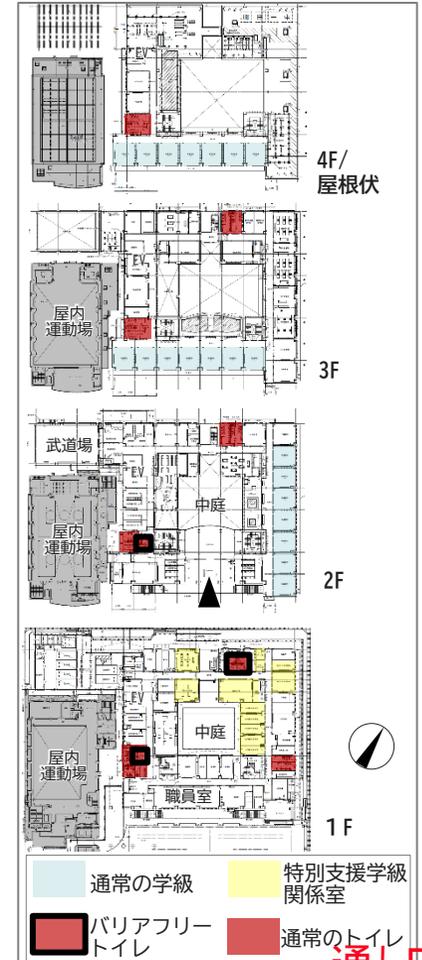
各階にある一般のトイレも広く作られ、その内部には、車いすでも利用できるトイレが整備

滋賀県近江八幡市立 八幡小学校



児童生徒の状況に合わせ、スロープを、勾配の小さいものに付け替え

防火上の既存不適合を解消し、エレベーター棟を増築



町田第一中学校・各階平面図

バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引上げ

1. 整備の必要性

- バリアフリー法の一部改正に伴い既存学校施設を含めてバリアフリー化の一層の取組が求められている。
- 身体的障害を持つ児童生徒等の教育の機会均等を保障するためには、建物の建替えや全面改修のタイミングによらず対応する必要がある。

2. 制度改正の概要

大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引上げ

<工事内容>

- ・エレベーター・自動ドア・スロープ等を設置する工事
- ・障害を有する教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等

補助対象事業費：下限額 400万円、上限額 2億円

<引上げの対象>

- ・対象校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- ・算定割合：1/2（※）

※保有面積が2,000㎡未満の学校及び幼稚園は1/3



既存校舎に増築したエレベーター棟



みんなにとって使いやすい!

スポーツ施設の ユニバーサル デザイン化

ガイドブック



スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化 ガイドブック

- 年齢や性別、能力等に関係なく施設を利用しやすくするユニバーサルデザイン化を推進するため、ハード・ソフト両面において配慮すべき事項や取組事例を収集整理し、**実践的な手法や考え方等をガイドブック**に取りまとめた。（令和5年3月）

- ✓ スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の**目指す将来イメージ**を提示



○ 上記イメージを実現するために、留意すべき事項

- Point 1** スポーツ施設におけるユニバーサルデザインは、「**すべての人**」が対象であること
スポーツ施設の利用のしやすさは、個人によって異なるため、多種多様な人の利用を想定することが必要
- Point 2** **はじめから**、どのようにすればできるのかといった発想をもつこと
多様な人の利用のために、「できない」ではなく、どのようにすれば良いか、はじめからの検討が必要
- Point 3** 様々な利用者のニーズに応じたデザインは**多種多様**であること
スポーツ施設の整備や管理・運営にあたっては、これまでの既存の取組にとらわれず、多角的な検討が必要
- Point 4** 常に、様々な**利用者の声**を把握し、対応を検討すること
多様な利用者の声を聞いて、どのような対応を図ればよいかの検討に活かすことが重要
- Point 5** **絶えず**見直し・改善を行い、スポーツ施設の**魅力の向上**
求められる施設のあり方に応じて、絶えず創意工夫による改善を図ることが必要

- ✓ **構想・計画～改修までのフェーズごと**に留意すべき事項について掲載

1 構想・計画

- 1 構想・計画段階から、様々な利用属性や団体を巻き込み、意見のニーズの把握
- 2 地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討
- 3 まちづくりに寄与するような様々な主体との連携したスポーツ施設

2 設計・建設

- 1 施設へのアクセス性の確保
- 2 施設内のアクセシビリティの確保
- 3 利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保
- 4 利用属性の特性に合わせた設計・設備上の工夫
- 5 「する」ための設計上の工夫
- 6 わかりやすい表示のデザインの工夫
- 7 利用者の親しみを持たせる設計上の工夫
- 8 「みる」ための設計上の工夫

3 管理・運営

- 1 利用者が来館しやすくなるための工夫
- 2 施設内のアクセシビリティの向上
- 3 利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫
- 4 利用者が安心・安全に身体を動かすための取組の工夫
 - ①意欲の向上
 - ②環境の充実
 - ③実施時の配慮
 - ④サポート体制の構築
- 5 利用者が気軽にスポーツをみることができ環境づくりの工夫

4 改修等

- 1 スポーツを「する」場における改修
- 2 つなぐ空間における改修
- 3 付帯施設における改修

意見収集の実施

- 様々な利用属性や当事者・団体との対話を通じて、互いの意見の調整を図る工夫を行うこと
- 利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて工夫できる内容を検討すること
- 利用属性や当事者団体の意見を把握し、正確な知識を身につけ、各フェーズの検討に活かすこと

【ガイドブックの構成】

本編

第1章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の現状

- ・ スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の現状、課題の整理

第2章 誰もが利用しやすいスポーツ施設のあり方

- ・ スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化のあり方や目指す姿、実現に向けた考え方

第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項

- ・ 具体的に配慮すべき事項について、「課題→対応事項→事例」等といった形で紹介

第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて

- ・ ユニバーサルデザイン化の推進に向けたSTEPを解説 <実践編>

資料編

- 1 ユニバーサルデザイン化の推進に向けたチェックシート
- 2 利用属性ごとのリスクと望まれる配慮事項
- 3 スポーツ施設内の各場所に臨まれる配慮事項
- 4 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に活用できる支援策
- 5 その他、参考となるガイドブック等の紹介

事例編

- 01 日本財団パラアリーナ（東京都品川区）
- 02 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）（静岡県袋井市）
- 03 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア（鳥取県鳥取市）
- 04 武豊町屋内温水プール（CCNCプールたけとよ）（愛知県武豊町）
- 05 舞鶴文化公園体育館（京都府舞鶴市）
- 06 シルターインクルーシブプレイスコパル（山形県山形市）
- 07 武蔵野の森総合スポーツプラザ（東京都調布市）
- 08 かみす防災アリーナ（茨城県神栖市）
- 09 北九州市障害者スポーツセンターアレアス（福岡県北九州市）
- 10 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（神奈川県横浜市）
- 11 勤労身体障害者教養文化体育館SAGAパラスポーツセンター（佐賀県佐賀市）
- 12 日野市立南平体育館（東京都日野市）
- 13 町田GIONスタジアム（東京都町田市）

（紙面イメージ） 課題→対応事項→事例

2-1 施設へのアクセシビリティの確保

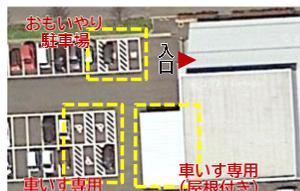
- 課題**
- ・ 公共交通を利用してスポーツ施設に来館することができない利用属性や、地域によっては、自動車を利用して来館する人がいます。その利用者の来館に対する障壁とならないよう、駐車場等の受入環境を整備することが求められます。
 - ・ 特に、高齢者や妊婦、身体障害のある利用者は、自動車の乗降に苦勞します。介助者・介護者がいる利用者や乳幼児等がいる親にとっては、標準的な駐車スペースだと狭く、不便を感じることがあるため、適切なスペースの確保が必要です。

1. 想定される利用属性を踏まえ、優先駐車スペースの設置

- 駐車場を設ける際、車いす利用者用駐車施設を設置しましょう。施設までのアクセスを考慮すると、施設の入口に一番近い場所（経路の長さができるだけ短くなる位置）に設けましょう。（入口が複数ある場合は、一カ所に固めずに分散して設置することを検討しましょう）
- 車いす利用者や介助・介護等が必要な人は、乗り降りの際に広いスペースが必要となるため、標準的な駐車スペースに比べて広いスペースを確保しましょう。
- また、車いす利用者専用だけでなく、身体障害者や妊婦等歩行が困難な利用者に対しても、乗降しやすいよう、「障害者等用駐車区画」や「おもしろい駐車場」のスペースの確保も検討しましょう。

参考事例

- ・ 「車いす利用者用駐車施設」の数については、バリアフリー法で基準が定められていますが、施設利用者を想定し、基準以上の数を検討することによって、様々な利用者にとって利便性の高い環境を構築することができますと考えます。

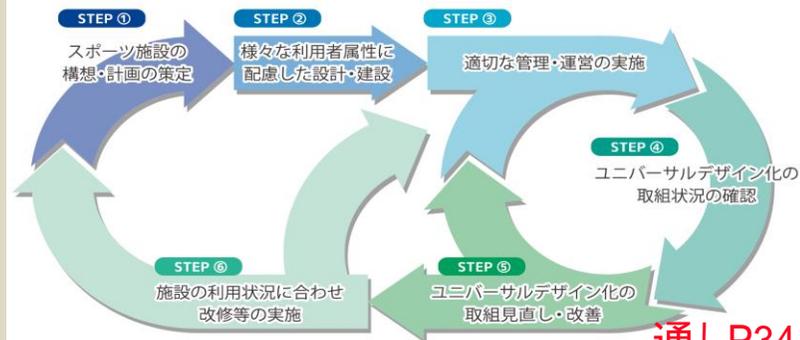


・車いす利用者用駐車スペース ※3,500mm以上の幅を確保（一般マス+1,400mm）

・おもしろい駐車場

- 専用駐車場の設置（鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア）
- ・予算等を鑑み、利用者に合わせて、様々な形で専用駐車場を設置

車いす利用者が乗降する自動車（福祉車両等）は、一般車より大きく、横から乗降するものと後ろから乗降するものがあるため、後方のスペースも確保することが望ましい。もし駐車スペースが確保できない場合は、停車用スペースを別に確保しましょう。



【事例集に掲載している取組（例）】

① 構想・計画



鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア（鳥取県鳥取市）

- 「障害者が新たにスポーツを始めることのできる場。障害の有無にかかわらず交流ができる場」といったコンセプトで、障害者スポーツの発信拠点として計画



パラアリーナ（東京都品川区）

- 「障害者福祉施設ではないスタイリッシュなスポーツ実施空間」といった考え方で、従来の施設のあり方を一新
- 施設内の随所でデザイン性の高い工夫採用

② 設計・建設



袋井市総合体育館（さわやかアリーナ） （静岡県袋井市）他

- PFI方式により、民間事業者のノウハウ活用、多様な属性のユーザーにヒアリングを実施し、多くの市民にとって使いやすい施設へ



鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア（鳥取県鳥取市）

- 館内全て土足での利用、転倒してもケガをしにくい床面の設計と管理
- 車いすバスケット、ポッチャ等のラインの常設
- 壁をなくし事務所からの見守り・管理

③ 管理・運営



シェルターインクルーシブプレイス コパル （山形県山形市）

- 施設への来訪ハードルを下げたブランディングを行い、日中は子育て世代、18時以降一般利用
- 利用属性に応じた教室を展開している他、ボランティア（アテンダント）が運営支援



武豊町屋内温水プール （愛知県武豊町）

- 身体が不自由な方が安全にプール脇を歩けるよう、杖等も利用でき、プール入水の際、杖置きにしていることが可能

④ 改修等



武蔵野の森総合スポーツプラザ （東京都調布市）

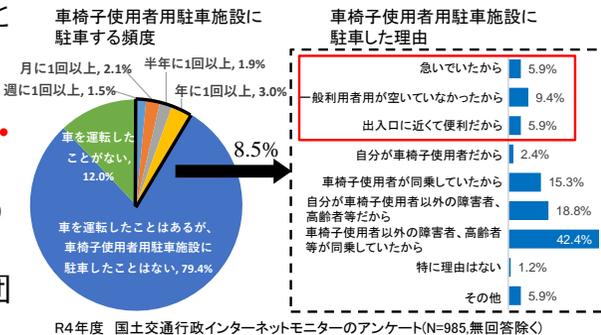
- 車椅子の方と同伴者がゆったりと観覧できるよう、車いす利用者観覧席を改修



舞鶴文化公園体育館（京都府舞鶴市）

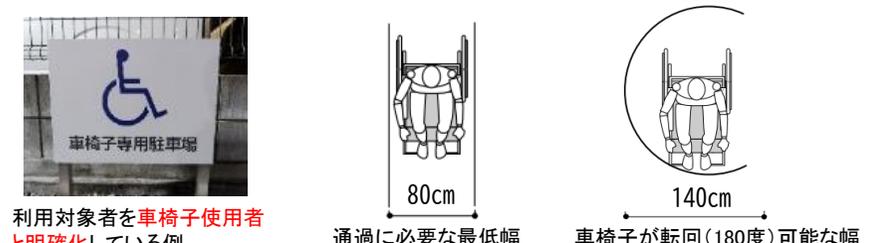
- 以前から要望があった障害者や高齢者からの要望もあり、東京オリパラの事前合宿の受け入れをきっかけに、洋式トイレやトイレ内のバリアフリーの設備に改修。その結果、子どもから高齢者等多くの人が利用

- 共生社会における移動環境確保のための基本的インフラの一つである、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）に、それを必要としない人が駐車すること等により、**真に必要な人が利用できない**場合があり、その**適正利用についての課題**が指摘されている。
- 当該駐車施設の利用対象者に**公的利用証を交付し適正利用を促す地方公共団体の取組（パーキング・パーミット制度）**については、車椅子使用者の他、車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦、けが人等）も広く対象とし、そのような人向けの優先駐車区画を設ける場合もあり、**利用区分の明確化や不適正利用の減少等**によって、車椅子使用者等の**利用環境改善に効果**が認められる。
- 引き続き、地域の実情等に応じ、同制度の**導入促進・普及啓発**の他、以下の考え方を踏まえ、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における**理解の増進と協力の確保**等により、**適正利用を推進**。



車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

車椅子使用者用駐車施設については、バリアフリー法令上、車椅子使用者その他障害者等を除き、利用を控える等の適正配慮を規定。
不適正利用や利用集中等により車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合等には、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「**車椅子使用者用駐車施設**」の利用対象者を「**車椅子使用者**」と**明確化**することが望ましい。

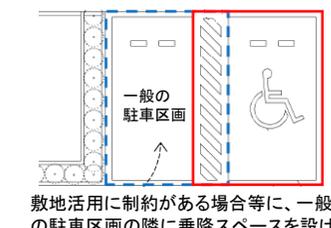
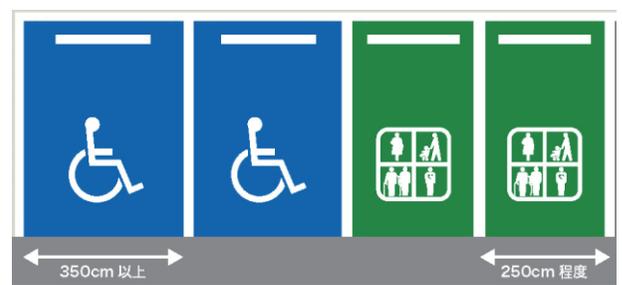


利用対象者の明確な区分とその考え方

車椅子使用者以外の障害者等については、**広い幅員を必ずしも必要としないものの駐車区画の位置等に関し、移動に配慮が必要な人も**いることから、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、そのような人への駐車区画を設置・運用する場合には、バリアフリー法令に位置づけられている「**車椅子使用者用駐車施設**」とは別に「**優先駐車区画**」として**位置づける**ことが望まれる。

様々な駐車区画の確保・不適正利用対策の取組

多様な利用対象者の駐車区画の確保、**限られた区画の効率的利用、不適正利用対策**の取組等を引き続き推進。



建築物のバリアフリー基準の 見直しに関する検討WGでの 検討状況（報告）

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子利用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子利用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、「建築設計標準フォローアップ会議」に、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「車椅子利用者用便房・駐車施設」や「車椅子利用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体(車椅子利用者関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール(案)

時期	実施計画	
2022(令和4)年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態把握のための調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査期間内に確認済証が交付された建築物の実態調査 ・近年に竣工したスポーツ施設の実態調査
2023(令和5)年6月23日	第1回検討WG	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果、課題の共有
2023(令和5)年8月31日	第2回検討WG	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案の提示
2023(令和5)年9月28日	第5回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2023(令和5)年秋～冬	第3回検討WG	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ
2024(令和6)年年始～初春	第6回建築設計標準フォローアップ会議で報告	

建築物のバリアフリー基準と整備実態の現状

便所	義務基準	車椅子利用者用便房の数：建築物に1以上
	誘導基準	車椅子利用者用便房の数：便所のある階ごとに、 <ul style="list-style-type: none"> ・当該階の便房総数が200以下の場合、便房総数の2%以上 ・当該階の便房総数が200超の場合、便房総数の1%+2以上
	整備実態	平均の各階床面積が大きくなるほど、車椅子利用者便房が各階設置されている。

駐車場	義務基準	車椅子利用者用駐車施設の数：建築物に1以上
	誘導基準	車椅子利用者用駐車施設の数： <ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数が200以下の場合、駐車台数の2%以上 ・駐車台数が200超の場合、駐車台数の1%+2以上
	整備実態	設置割合：1%以上の施設が約9割。総駐車台数が増えると設置割合は減少。

劇場・観覧場等の客席	義務基準	なし
	誘導基準	車椅子利用者用客席の数： <ul style="list-style-type: none"> ・客席総数が200以下の場合、客席の総数の2%以上 ・客席総数が200超2,000以下の場合、客席の総数の1%+2以上 ・客席総数が2,000超の場合、客席の総数の0.75%+7以上
	整備実態	設置割合：0.5%以上の施設が8～9割。総客席数が増えると、設置割合は減少。

車椅子使用者用便房の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

整備実態（設置数）

平均の各階床面積が大きくなるほど、車椅子使用者用便房が各階設置されている。

意見・課題の抽出

複数の車椅子使用者用便房へのニーズ有

車椅子使用者用便房が複数ある場合には、施設用途によって望ましい設置位置は異なる。

複数化とあわせて、車椅子使用者用便房と乳幼児用設備を有する便房の機能分散を進めるべき。

車椅子使用者用簡易型便房の設置を進めるべき。

方向性（案）

方向性－1：車椅子使用者用便房の複数化

1-1. 設置数に係る基準の見直し
 ・車椅子使用者用便房の設置数に係る基準を、階数または床面積により定めるよう見直しを行う。
 ・必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－2：車椅子使用者が円滑に利用できる便房を増やす

2-1. 車椅子使用者用便房の適正な計画・整備
 ・車椅子使用者用便房について、施設特性や規模を踏まえた適正な配置等を促進する。

2-2. 便房の設備・機能の分散配置
 ・車椅子使用者をはじめとする多様な利用者の円滑な利用に向け、便房の設備・機能の分散配置を促進する。

2-3. 車椅子使用者用簡易型便房の設置
 ・車椅子使用者用便房に加えて、便所への車椅子使用者用簡易型便房の整備を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（政令改正）

現 行 便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。

改正後 便所がある場合、「**便所のある階の数**」と「**床面積÷2,000㎡**」の**小さい方の数**の車椅子使用者用便房を設ける。
 ※新たな誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②便所に係る建築設計標準の改正・周知

- 便所に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - 施設特性や用途・規模を踏まえた車椅子使用者用便房の適正な配置、機能の配置の考え方等。
 - 「個別機能を備えた便房」の適切な設置による、便房の設備・機能の分散。
 - 車椅子使用者用簡易型便房の整備。
- 地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

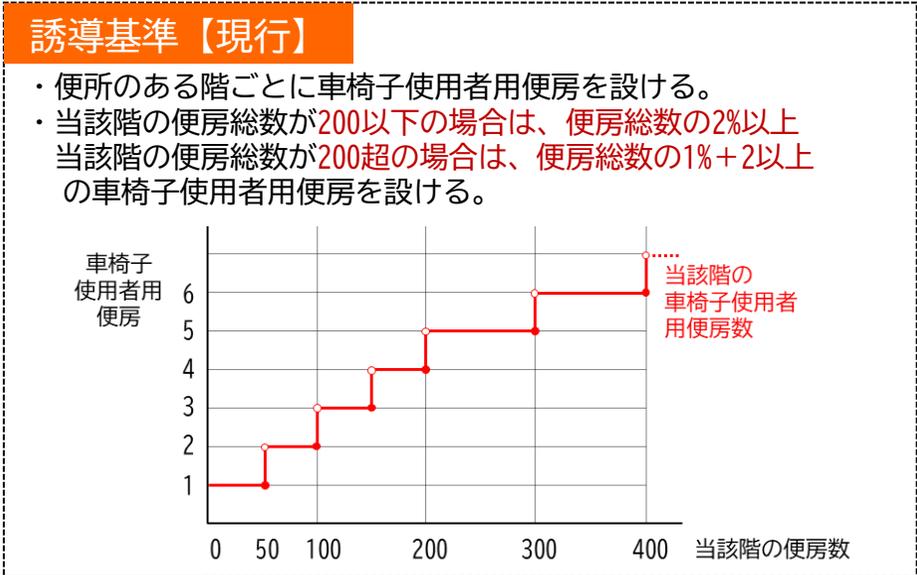
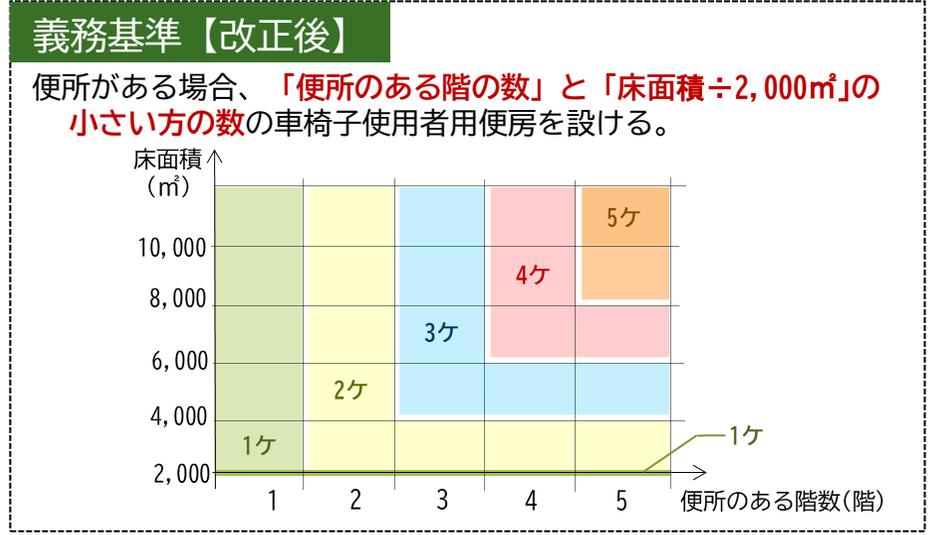
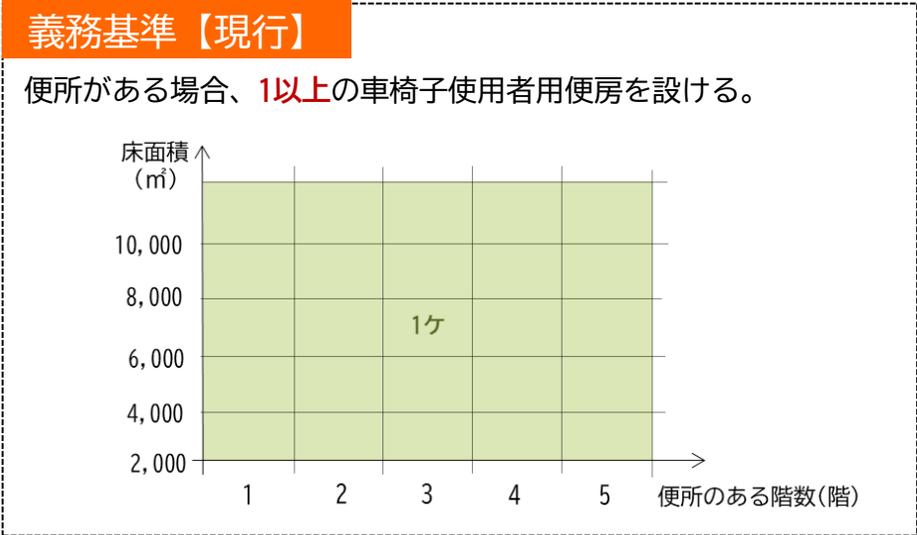
③事業者等へのバリアフリー対応の要請

- 業界団体を通じ、基準の見直し・建築設計標準の改正、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する事業者の取組の強化を要請する。

車椅子使用者用便房の設置数の対応方針（案）イメージ

第2回検討WG資料から抜粋

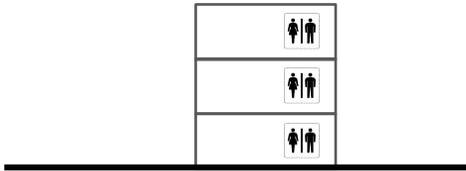
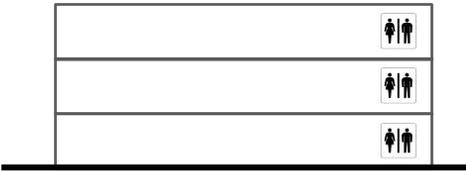
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条の政令改正により、**床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用便房の設置数について、**便所のある階の数と床面積**で定めるよう見直しを行う。



誘導基準【改正後】

必要に応じ、見直しを検討

車椅子使用者用便所の設置数の対応方針（案）イメージ

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ			
a)階数	地上2階	地上3階	地上3階
b)床面積	3,300㎡	3,300㎡	8,100㎡
d)便所のある階の数	2	3	3
e)床面積÷2,000㎡	2	2	5
必要数 (義務基準(案))	2	2	3
必要数 (誘導基準)	2(各階1) ※各階便房総数が50以下と想定	3(各階1) ※各階便房総数が50以下と想定	3(各階1) ※各階便房総数が50以下と想定

車椅子使用者用便房の設置数の対応方針（案）イメージ

	ケース④	ケース⑤
便所のある階のイメージ		
a)階数	地上3階	地上6階
b)床面積	75,000㎡	9,000㎡
d)便所のある階の数	3	2
e)床面積÷2,000㎡	38	5
必要数 (義務基準(案))	3	2
必要数 (誘導基準)	6(各階2) ※各階便房総数が51以上100未満と想定	2(各階1) ※各階便房総数が50以下と想定

車椅子使用者用駐車施設の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

第2回検討WG資料から抜粋

整備実態（設置数）

設置割合：1%以上の施設が約9割。総駐車台数が増えると設置割合は減少。

意見・課題の抽出

1%では少ない可能性がある。
（特に地方部）

最低2台以上とすべき。

車椅子使用者用駐車施設を健常者が利用し、車椅子使用者が利用できないことがある。

車椅子使用者用駐車施設に加え、優先駐車区画※も設置すべき。

一般の駐車施設と見分けのつかない車椅子使用者用駐車施設があって困る。

方向性

方向性－1：車椅子使用者用駐車施設の複数化

- 1-1. 設置数に係る基準の見直し
- ・ 現行の誘導基準を参考に、義務基準を見直す。
 - ・ 必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－2：多様な利用者の円滑な利用に配慮した駐車場の整備・運用

- 2-1. 車椅子使用者用駐車施設の適正利用の促進
- ・ 地域の実情や施設の利用状況に応じた車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化・周知や、移動に配慮が必要な利用者（例：上肢・下肢・障害者、乳幼児連れ利用者、妊婦）のための優先駐車区画の設置を促進する。
- 2-2. 利用対象者への情報提供（既存を含む。）
- ・ ピクトグラム・路面舗装等の工夫による情報提供を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し（政令改正）

- 現行** 駐車場がある場合、**1以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- 改正後** 現行の誘導基準を参考に、改正。
※新たな義務基準・誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②駐車場に係る建築設計標準の改正・周知

- ・ 駐車場に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設の幅（車椅子使用者の乗降動作の例示等）。
 - ・ 地域の実情や施設の利用状況に応じた利用対象者の明確化・周知の必要性や、優先駐車区画の設置等。
 - ・ 既存施設を含む車椅子使用者用駐車施設等のピクトグラム・路面舗装等の工夫による情報提供。
- ・ 地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

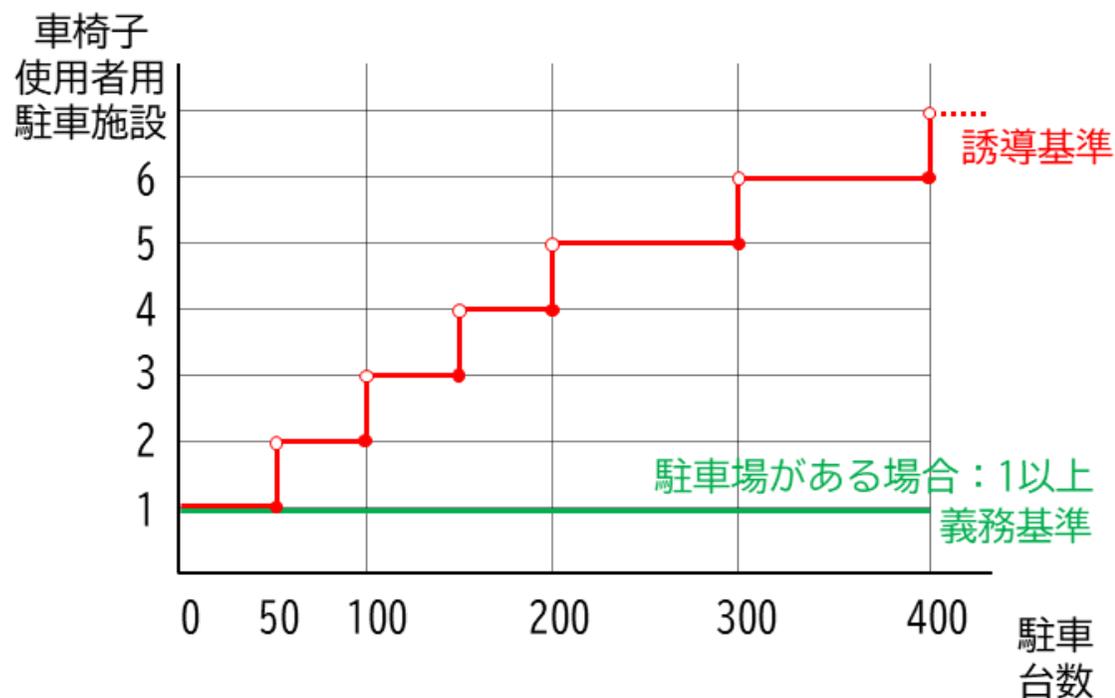
③事業者等へのバリアフリー対応の要請

- ・ 業界団体を通じ、基準の見直し・建築設計標準の改正、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（令和5年3月国土交通省総合政策局）や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する事業者の取組の強化を要請する。

※優先駐車区画：車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画

誘導基準【現行】

駐車台数が200以下の場合、駐車台数の2%以上
駐車台数が200超の場合、駐車台数の1%+2以上の
車椅子使用者用駐車施設を設ける



車椅子使用者用客席の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

整備実態（設置数）

設置割合：0.5%以上の施設が8～9割。総客席数が増えると、設置割合は減少。

意見・課題の抽出

0.5%では少ない。
(最低2席)

基準対応の車椅子使用者用客席数は、固定席数のみとすべき。

客席の特性上、車椅子使用者用客席を設置できない場合がある。

車椅子使用者用客席は、ニーズに合った客席を選択できるようにすべき。
見やすさに配慮した位置に設置すべき。
サイトラインを確保すべき。
同伴者席は、隣に配置すべき。

歩行困難者や発達障害者等に配慮した客席を整備すべき。
視覚・聴覚障害者対応も重要。

楽屋等と動線のバリアフリー化も重要。

方向性

方向性－1：車椅子使用者用客席数の確保

1-1. 設置数に係る基準の制定

- ・ 現行の誘導基準を参考に、義務基準を策定する。
- ・ 必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－2：車椅子使用者用客席の選択肢・質の確保

2-1. 選択肢・質の確保

- ・ 垂直・水平に分散した位置への配置を促進する。
- ・ 見やすさ・サイトライン確保、隣接した同伴者席設置等を促進する。

方向性－3：多様な利用者の円滑な利用に配慮した客席の整備・運用

3-1. 多様な利用者に配慮した客席整備・ソフト上の工夫

- ・ 一般客席のバリアフリー化を促進する。
- ・ 視覚・聴覚障害者向けのソフト上の配慮を促進する。

方向性－4：楽屋等のバリアフリー化

4-1. 楽屋等のバリアフリー化

- ・ 楽屋等とそこに至る動線のバリアフリー化を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用客席数に係る基準の策定

現行 なし

改正後 現行の誘導基準を参考に、改正。
※新たな義務基準・誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②劇場・競技場等に係る建築設計標準の改正・周知

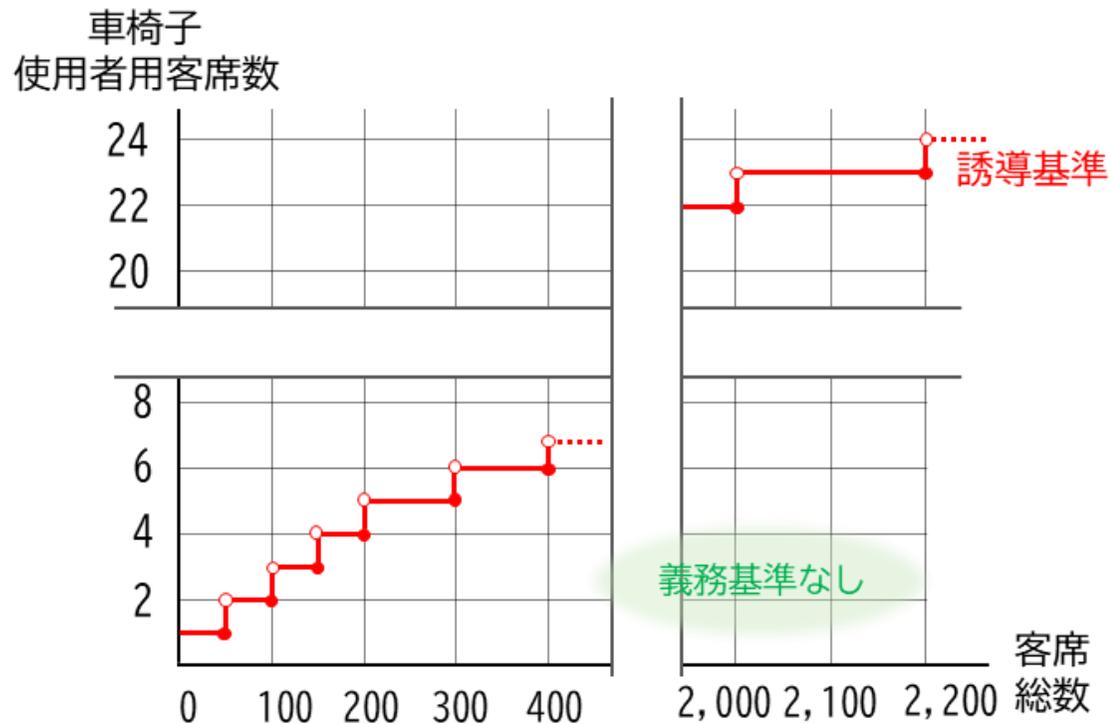
- ・ 車椅子使用者用客席に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 総客席数200席超の場合の分散配置等。
 - ・ サイトライン確保のための手すり高さ等。
- ・ 一般客席及びソフト上の配慮等に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ エンハンスシートの対象・定義等。
 - ・ 視覚障害者・聴覚障害者への備品貸出等。
- ・ 楽屋・控室と、通用口等から楽屋・控室に至る経路のバリアフリー化に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 車椅子使用者用便房・シャワー室の設置等。
 - ・ 通路・出入口の幅員確保、経路の段差解消等。
- ・ 地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

③事業者等へのバリアフリー対応の要請

- ・ 業界団体を通じ、基準の策定・建築設計標準の改正、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、車椅子使用者用客席の適切な整備・運用等、バリアフリーに関する事業者の取組・連携の強化を要請する。

誘導基準【現行】

客席総数が200以下の場合、客席の総数の2%以上
 客席総数が200超2,000以下の場合、客席の総数の1%+2以上
 客席総数が2,000超の場合、客席の総数の0.75%+7以上の
 車椅子使用者用客席を設ける



便所

<対応方針（案）より義務基準を強化すべき>

- ・ 移動の負担軽減を考慮し、便所のある階には1以上の車椅子利用者用便房を設置する、という義務基準に見直すべき。
- ・ 移動の負担軽減を考慮し、便所の箇所数と同じ数の車椅子利用者用便房を設ける（例えば同一階に複数の便所がある場合には、各々に車椅子利用者用便房を設ける）という義務基準に見直すべき。

<対応方針（案）からの義務基準強化は慎重に判断すべき>

- ・ 床面積2,000㎡以上であるが各階床面積が小さい特別特定建築物の場合、便所のある階に1以上の車椅子利用者用便房を設置することにより計画に支障をきたす可能性がある。
- ・ 新築時に満たす必要がある義務基準は、現場の実情から乖離することのないよう慎重に設定すべき。その上で設計者や事業者が、用途や建物形状を考慮しつつ義務基準を超える対応を提案・検討することで、利用者ニーズに対応していけるとよい。

<その他>

- ・ 見直し後の義務基準は、利便性に関する障害者・健常者間の格差の解消につながるとよい。また、各階床面積等を踏まえて、計画の合理性と規制の厳しさのバランスがとれた基準となるとよい。
- ・ 見直し後の義務基準は、原則、便所のある階には1以上の車椅子利用者用便房を設置することとした上で、各階床面積が一定規模以下の階には例外規定を設けることはできないか。

駐車場

- ・見直し後の義務基準における総駐車施設に対する車椅子利用者用駐車施設の割合は、1%以上では低く2%以上とすべき、また最低2台とすべき。
- ・郊外の大規模商業施設の車椅子利用者用駐車施設の割合は、1%で十分ではないかという意見がある。1%を超える義務基準とするかは、実態調査を行った上で判断すべき。

劇場・ 観覧場等の 客席

- ・新たな義務基準における客席総数に対する車椅子利用者用客席の割合の義務基準は0.5%以上では低い、また最低2席とすべき。
- ・基準対応の車椅子利用者用客席数は、固定席数のみとすべき。
- ・映画のシーンにあわせて客席自体が動く仕様の劇場がある場合には、車椅子利用者用客席を設置できないことがある。
- ・事業者からみると、現行の誘導基準の達成は経済性・合理性の観点から困難な場合がある。

「建築設計標準」の 更なる充実化に向けて

利用者への配慮が足りない事例の収集・整理

- バリアフリーに配慮して設計しているようだが、ユーザーのニーズをきちんと踏まえていない設計になっているなど、実際には使いにくい残念な事例の提供を、第4回フォローアップ会議（R4.2）において委員に呼びかけ。
- 合計30の事例を収集。

■収集した事例の概要

単位空間名等	合計	共通	障害者対応		
			車椅子利用者 対応	視覚障害者 等対応	発達障害 対応
敷地内の通路	1		1		
駐車場	2		2		
出入口	1		1		
屋内の通路	1	1			
階段	3	1	1	1	
トイレ	16	5	4	7	
客室	2		2		
客席	2	1	1		
案内表示	2				2
合計	30	8	12	8	2

利用者への配慮が足りない事例の収集・整理

■収集した事例の概要

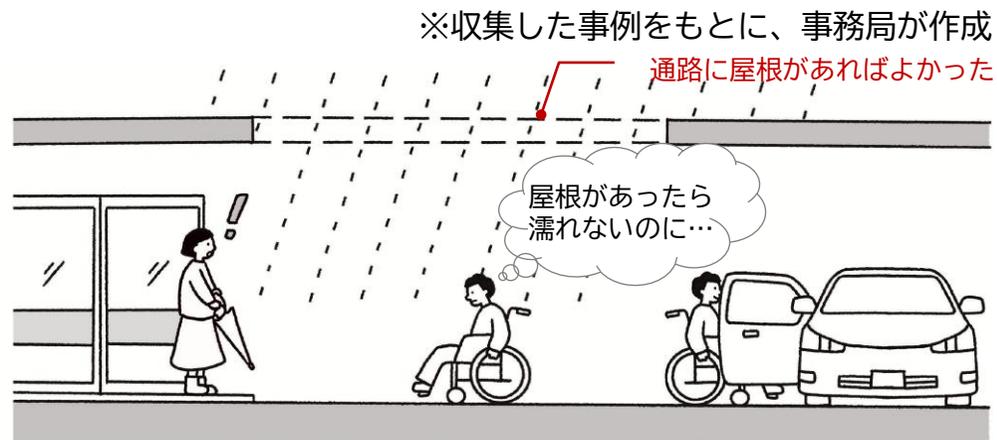
- ・ 建築関係団体から多くの事例の情報提供あり。

NO.	単位空間名等	対象	回答者	事例の概要
1	敷地内の通路	車椅子使用者	建築士会	車椅子使用者の転回が困難で使いづらい傾斜路
2	駐車場	車椅子使用者	建築士会	駐車場（屋根あり）から出入口に至る経路に屋根がない
3	駐車場	車椅子使用者	建築士会	後付けした屋根の柱により、乗降スペースが減った駐車場
4	出入口	車椅子使用者	全国脊髄損傷者連合会	建物外に傾斜路が整備されているが、建物内玄関に段差あり
5	階段	共通	建築士会	段鼻と踏み面が同色で、踏み外す恐れがある階段
6	階段	車椅子	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	使用できない段差解消機
7	階段	視覚障害者等	建築士会	白い壁に白い手すり、弱視者が見づらい階段
8	屋内の通路	共通	建築士会	エントランスロビーから位置が分かりづらいエレベーター
9	トイレ	共通	建築士会	何のために設置したのか分からない、便所の大型ベッド
10	トイレ	共通	建築士会	位置が高くて握りにくいトイレの手すり
11	トイレ	共通	建築士会	位置が遠くて握りにくいトイレの手すり
12	トイレ	共通	建築士会	設置位置が悪く使えない、トイレのL型手すり
13	トイレ	共通	建築士会	設置位置が悪く使えない、トイレのL型手すり
14	トイレ	車椅子使用者	建築士会	機能を詰め込みすぎて、せっかくの設備が使いづらいトイレ
15	トイレ	車椅子使用者	建築士会	車椅子使用者の手が届かない（位置の悪い）出入口の鍵
16	トイレ	車椅子使用者	建築士会	介助者が戸を開閉する際に、外から便器が見えるトイレ
17	トイレ	車椅子使用者	建築士会	十分な広さはあるが、配置が悪く正面移乗で使えないトイレ
18	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者が見にくいデザイン
19	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
20	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
21	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
22	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
23	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
24	トイレ	視覚障害者等	日本建設業連合会	高齢者やロービジョン者に配慮の足りないデザイン
25	客室	車椅子使用者	建築士会	車椅子使用者の転回が困難で使いづらい、出入口の傾斜路
26	客室	車椅子使用者	建築士会	間にスペースがない、客室のツインベッド
27	客席	共通	建築士会	段鼻と踏み面が同色で、踏み外す恐れがある階段
28	客席	車椅子使用者	建築士会	ステージが見づらい車椅子使用者用客席
29	案内表示	発達障害	日本発達障害ネットワーク	同一・連続空間内で異なるトイレのピクトグラムデザイン
30	案内表示	発達障害	日本発達障害ネットワーク	情報が多すぎる案内板

利用者への配慮が足りない事例のイメージ※

イメージ1：車椅子使用者用駐車施設

- 車椅子使用者の乗降に配慮し駐車施設には屋根が設置されているが、出入口までの通路に屋根がない。（雨天時の車椅子使用者の移動への配慮が足りなかった。）



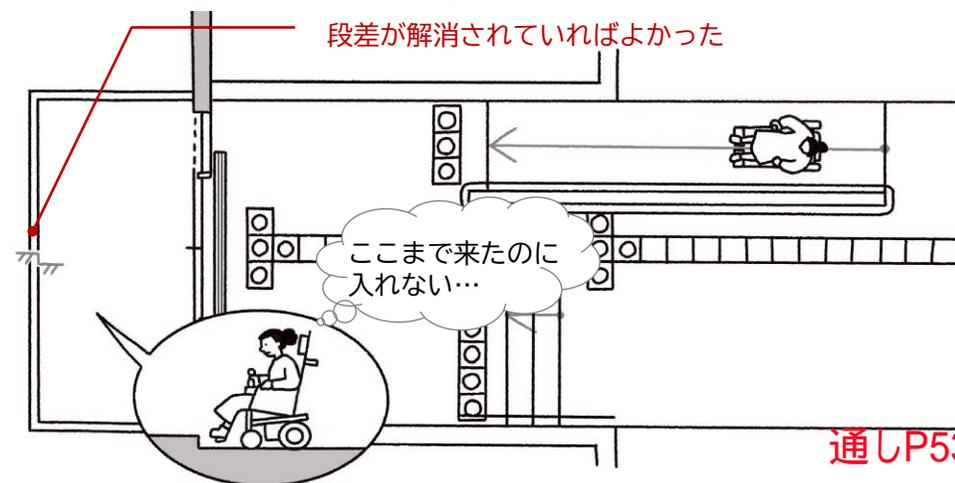
イメージ2：屋外の通路

- 車椅子使用者に配慮した高さのインターホンはあるが、屋外の通路の傾斜路（傾斜部分）に設置されている。（傾斜面でブレーキをかけ再度、自走式車椅子を動かす際には平地より大きな力が必要であること等への配慮が足りなかった。）



イメージ3：出入口

- 屋外の通路の段に傾斜路が併設されているが、エントランス内に手動車椅子では乗り越えられそうだが電動車椅子では乗り越えられない段差があり、施設に入れない。（電動車椅子使用者の移動等への配慮が足りなかった。）



利用者への配慮が足りない事例のイメージ※

※収集した事例をもとに、事務局が作成

イメージ4：

トイレ（小規模店舗、宿泊施設の客室等）

- 手すりはあるが、便器と手すりの距離が離れている、位置が高い等、使うことが難しい位置に設置されている。（手すりを使用する高齢者や障害者等の動作への配慮が足りなかった。）



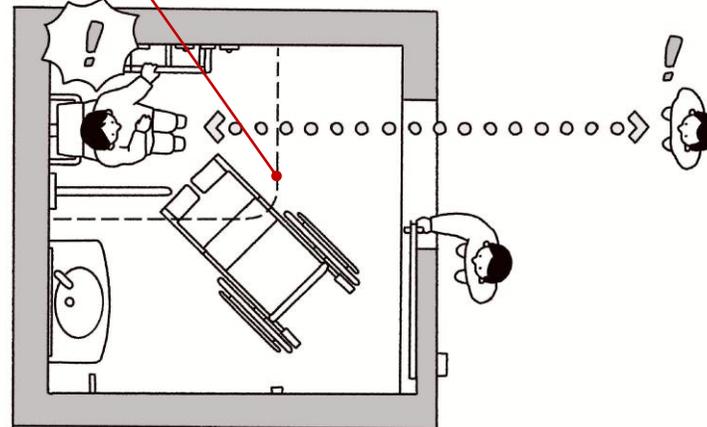
手すりが適切な位置（例：縦手すりは便器の先端から25cm程度）にあればよかった

イメージ5：

車椅子使用者用便房

- 出入口の正面に便器があり、介助者がいったん外に出る際等に、便器に座っている姿が見える可能性がある。（介助者等がいる場合のトイレ利用に対する配慮が足りなかった。）

便器の位置を変えるか、カーテンを設置すればよかった



イメージ6：

部品等の視認性、案内・誘導のわかりやすさ

- 階段・トイレの手すりと壁、トイレの設備・ボタンと壁が同系色でわかりづらいものとなっている。（高齢者や弱視者の見え方に対する色使いの配慮が足りなかった。）
- 同一・連続空間内のトイレの標識のピクトグラム・位置が統一されておらず、わかりにくい。（統一された図記号が案内に効果的である発達障害者等の特性に対する配慮が足りなかった。）

「建築設計標準」の更なる充実化に向けた今年度の取組（案）

■ 「利用者への配慮が足りない事例」「優良事例」を収集・共有

<委員にお願いしたい点>

- 「建築設計標準」の更なる充実化に向け、引き続き、情報提供をお願いしたい。
- 特に障害者・高齢者団体には、「利用者への配慮が足りない事例」「優良事例※」の情報提供をお願いしたい。
- 事業者団体・建築関係団体には、「優良事例※」の情報提供をお願いしたい。

※建築設計標準の近年の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例

■ 次回改正において対応すべき、具体的な改善項目・意見を収集・整理

<委員にお願いしたい点>

- 現行の建築設計標準で不十分な事項や新たなニーズ等について、会議での共有をお願いしたい。

■ 「設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例」「当事者からの意見聴取を反映した設計事例」を収集・共有

<委員にお願いしたい点>

- 「設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例」「当事者からの意見聴取を反映した設計事例」の情報提供をお願いしたい。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議 第4回 議事要旨

■日 時:2023(令和5)年2月17日(金)10:00~12:00

■場 所:WEB会議形式

■議 事:

1. 開会

2. 委員紹介

資料1の委員名簿の確認で委員紹介とする。

3. 座長挨拶

▶ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

皆様、高橋儀平です。おはようございます。年度末の大変お忙しい中をお集まり頂きまして、ありがとうございます。これからフォローアップ会議を始めたいと思います。

御承知のように、昨年9月に国連の障害者権利委員会から様々な政府への勧告が出されました。私どもに関係するバリアフリー、ユニバーサルデザインについては、総体的には比較的評価が高かったように思います。その中で、特にバリアフリー、ユニバーサルデザイン関係に関する専門家の教育の問題が指摘されておりました。これは、このフォローアップ会議でも非常に重要なテーマの1つだと思います。

この建築設計標準の見直しを進めていくためには、建築設計標準がいろいろな方々に周知されていくことがとても重要になります。その上で見直しのポイントについての絞り込みが始まるのだらうと思います。そういう点で、このフォローアップ会議がより多くの人たちに知らされていき、そして良好な見直しに結びついていくということがとても大事と考えているところです。

今日もたくさんの方々から御発言を頂きたいと思います。資料説明の後の意見交換では、事業者団体の方々、それから建築関係の団体の方々に先に御発言頂き、その後、高齢者・障害者関係団体の方々に御発言頂いて、最後に学識経験者の方々に御発言いただくという進め方とさせて頂きたいと思います。どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

4. 議事

(1)第3回会議等における意見(概要)について

以下の資料について、事務局より説明

- 資料2 フォローアップ会議での主な意見(概要)

(2)「建築設計標準」に関する最近の動向について

①地方公共団体関連の状況

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3-1 地方公共団体、国における「建築設計標準」等の周知・理解促進の取組

②施設整備関連の状況

以下の資料について、文部科学省より説明

- 資料3-2 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(文部科学省)

③各省庁におけるバリアフリーに関する取組みの報告

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3-3 客席・観覧席を有するスポーツ施設のバリアフリー化の現状等に関する調査結果
- 資料3-4 小規模店舗のバリアフリー化の現状に関する調査結果

■ 意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- それでは皆様方から自由な御意見をお願いいたします。

【日本建築家協会 木野内委員】

- 資料3について、参考資料も含めて、エビデンスとしての数値が定量化された御報告を頂きました。こういったことを定量化できると非常に客観的なエビデンスになり、科学的に数値をもって理解できますし、今後の対策を検討する上でも大変貴重な情報だと痛感した次第です。併せて、これをどう理解するかというのが重要になってくると思います。整備が進んでいると理解するのか、それともまだまだ整備が進んでいないと理解するのか、それによっても取組のハードルが変わってきますし、方向性も変わってきます。様々な複眼的な御意見を聞きながら、そういったことを次にステップアップしていくための議論や検討としていけばいいのではないかと感じました。

【日本建築士会連合会 本多委員】

- 学校等のバリアフリー化と、スポーツ施設のバリアフリーのワークショップについて説明がありました。貴重なお話ありがとうございます。最近私の家の周りでも公民館の大規模な改修等があり、恐らく入札などで工業者や設計者が決まると思うのですが、入札の条件として、当事者参加のバリアフリーワークショップを含めることで、当事者参加の輪が全国に広がっていくとよいのではないのかと感じました。
- また、入札条件として整備されるならば、ワークショップを開催できる人材の教育も必要になってくるのではないかと感じました。
- 東京都のホテルの一般客室のバリアフリー化について、私も取り組んでおりますが、火災や停電時における「避難のバリアフリー」というのが、私も最後まで解決しなかったところです。この辺りは一般客室のユニバーサル化と共に、注目していけばよいのではないのかと思いました。

【東京都 江藤委員】

- 資料のほうで、宿泊施設の基準見直しを紹介して頂きました。東京都では、平成31年に宿泊施設の一般客室の基準を制定し、今回、東京2020大会を契機としたバリアフリーの進展等を踏まえて基準を強化するというので、現在改正に向けて取り組んでおります。この宿泊施設の改正以降も、他の施設についても順次検討を進めたいと思っておりますので、またいろいろと御助言を頂ければと思っております。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員代理 安藤氏】

- 1点目として、建築設計標準に駐車場のゼブラゾーンの写真がありますが、できれば是非全面青色塗装の写真に差し替えて頂きたいと思っております。我が団体では、できればゼブラゾーンではなく全面青色塗装がいいという意見であり、山形県では取組が進められております。是非そうしたことをして頂ければと思っております。また、可能でしたら、車椅子使用者駐車施設について、全面青色塗装とし、ゼブラゾーンの禁止を義務基準に盛り込んで頂ければと思っております。

- 次に、大型店舗のテナントがバリアフリー化されていない件です。近くの町の大型店舗に行くと、入り口やトイレはバリアフリーになってすばらしいのですが、中のテナントに入ろうとすると、特に飲食店は段差があって入れないのです。バリアフリーの法律には、テナントに対して段差を設けてはいけないというルールがないので、結局大型店舗に行っても目当てのお店に入れないということがあるので、是非変更していただく機会があったらお願いしたいと思います。
- それに合わせて、政令を改正するなどしてこの基準適合義務の対象となる特別特定建築物を、今は2,000㎡以上なのを、できれば1,000㎡以上、1,500㎡以上に見直して頂きたいと思います。
- 小規模店舗の調査の資料3-4、7ページについて、できれば用途別だけではなくて、例えば100㎡未満とか、100㎡~200㎡、200㎡~300㎡など面積階級別でも集計して頂きたいと思いました。また、銀行の支店や郵便局について、郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設は100%になっていません。銀行の支店や郵便局は、私たち車椅子ユーザーからすれば、できれば100%であってほしいと思っています。そちらを目指して頂けるような仕組みがあったらよいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 最初の駐車場の件については、ご承知のようにバリアフリー政策課のほうで現在ガイドラインを検討しておりますので、最終的にはそちらのほうに委ねていく形になるかと思っています。

【DPI日本会議 佐藤(聡)委員】

- 資料3-2の文部科学省からの資料説明をありがとうございます。入学予定のある生徒がいる学校でもバリアフリー化の改修を予定してないところがあると聞いて、とても残念に思いました。私たちに寄せられた千葉県内の相談でも、車椅子のお子さんが小学校に上がる予定だけでも、最寄りの学区の学校はエレベーターをつける予定がないということで、それでいろいろなところに働きかけた結果、何とかつけてもらえる方向になりました。そういう事例がなくなるように、是非入学予定のある学校については、率先してバリアフリー化を進めるということを文部科学省のほうから徹底して頂きたいと思います。
- 次に、資料3-3です。2015年にガイドラインを作ったので、どのくらい守られているかということが分かるデータを取って頂いて、ありがとうございます。車椅子席は0.5%以上が8割ということですが、同伴者席は40%で非常に低いという印象を持ちました。
- サイトラインについて、サイトラインの確保というのは、前の席の人が立ち上がっても車椅子の視界が確保されたものという意味ですので、前の席の人が座っていれば確保できているというのは、そもそも想定してないものだと思います。前の席の人が座っていた状態で確保できれば良いというような誤った認識が広がらないように、是非御留意頂きたいと思います。特に今回の資料で、座った状態を含めると9割確保と記載されていますが、これは不適切な表現だと思いますので、削除して頂きたいと思います。
- 2016年までにできた施設の64%がサイトラインを確保しているとありますが、これは、私にはわかり信じ難いと思っております。そもそもほとんどサイトラインを確保したものがなかったのです。それで2015年にガイドラインを作ったというので、一体どこのスタジアムが確保されているのかというのを教えてほしいぐらいです。これは恐らくデータを回答された方がサイトラインの確保を理解せずに主観的な判断で答えている結果、高くなっているデータなのではないかと思いました。2017年以降、ガイドラインを作った後にサイトラインを確保しているのが56%と下がっているというのも、

とても不思議だと思えますし、さらに、ガイドラインを作っても56%しか守られてないというのは、非常に低い水準だと思いました。

- 資料3-4の小規模店舗について、こちらもガイドラインを作って頂いてからどのぐらい守っているかということの実態を知りたかったので、データを取って頂いて本当に感謝しております。飲食店舗に関しては25%から45%と、守っているところが非常に低調だと思いました。さらに、今回のデータでは、店舗内の座席が、固定式か、可動式かというのが分からないですが、図面では店舗内の椅子がどうなっているのかが判断できないからだと思います。新しくできたお店も全部固定席で、車椅子で入れる席が1つもないということがたくさんあるのです。ですから、実際には、車椅子で利用できる店舗というのは、この24%から45%よりもさらに低いと思います。是非ともこの最低基準を定めた義務基準化の策定を御検討頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 後ほど時間の許す限り、少し議論を他の方ともさせて頂ければと思います。特に学校のバリアフリー化の問題、そしてサイトライン、小規模店舗の調査の実態、実質的な内容がどうかというような御質問がありました。分かる範囲でまた事務局からも回答をさせて頂きたいと思います。

【全日本ろうあ連盟 藤平委員】

- 資料3-2、学校のバリアフリー化の3ページについて、聞こえない、聞こえづらい人たちの立場についての記述がありませんので、とても気になっております。特に、聞こえない、聞こえづらい、子どもたちの場合、一般の学校で学ぶことが増えております。この中で、聞こえない、聞こえづらい子どもたちがきちんと教育が受けられているのかどうか。例えば、パトライト、フラッシュベルなど光で知らせるもの、時間の終わり始まりが分かるようなもの、また、音声情報に代わる表示の仕方などについてあるのかどうか。火災などが起こった場合に、火災報知機などの感知や、誘導するランプなどがあるかというような考え方が全くありませんので、そういったところがあるのかどうか。その辺についてもお願いをしたいと思っております。
- 資料3-3、スポーツ施設のバリアフリー化の現状について、11ページの聴覚障害者への配慮として、集団補聴システムが記載されていますが、それだけではなく、スポーツ施設として、聞こえない、聞こえにくい人たちが使いにくいところがありますので、ユニバーサル的な考え方でやって頂きたいと思います。例えば、野球場に入る際に、自分のチームはどこに行けばいいのかといったような表示、誰もが見て分かるような方法での表示案内をして頂きたいと思います。また、ランプですとか、音声情報をきちんと字幕にする、野球場にモニターがありますのでそれに字幕をつけるなどについての記述があればいいと思います。
- 14ページの意見聴取について、毎年、全日本ろうあ連盟の評議員会の場でもいろいろな質問を受けます。自分の地域では、聴覚障害当事者の意見をきちんと聞いてくれる場所がないという声がたくさんございます。そういった意味で、いろいろな改善などを行うときには、必ず当事者本人の意見を聞くという場をつくって頂きたいと思います。模型だけではなく、いろいろな場面で、3回以上が20%と書いてありますが、もっと増やしていただくような義務づけも含めて検討をして頂きたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料3-2、学校について、聞こえない、あるいは聞こえにくい児童生徒の立場に立ったバリアフリ

一化がどの程度進んでいるのか、それについての調査が含まれていないということで、少し残念だというお話がありました。

- スポーツ施設について、全体の入場時点でのエントランスでのサインの掲示の在り方、そして音声情報を字幕に表すことについての標準化、義務化の指摘がありました。そして、これは他の団体でも全く共通だと思いますが、ワークショップでしっかりと話を聞く、特に聴覚障害の立場から、その聴覚障害を持っている方々の意見が聞かれていないのではないかと御指摘がありました。後ほど事務局でお答えできる範囲で、少し調査の内容について回答させて頂ければと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- 今回、こういった調査から事業の促進につながっていくということを大いに期待しております。併せて、冒頭で御報告頂きました地方公共団体の動向、これをさらに推進できるような取組をさらに強化をして頂きたいというのが1点です。
- 文部科学省の学校施設におけるバリアフリー化について、ハード面においては、トイレとかスロープ等々の取組は、よく見える変化だと思います。一方で発達障害の特性と、最近文部科学省のほうで進められているIT環境の整備、そういったことを踏まえて、学校環境の整備イコール子供たちの生活環境の整備につながることで、今回、災害時の利用施設というところにおいては、様々な利用用途が考えられると思いますので、できましたらハード面だけではなくソフト面で、こういった取組がそこに通う子供たちの障害理解につながり、環境だけではなくソフト面の理解、心のバリアフリーにつながるというところを、できれば後追いでではなく同時進行で並行しながら取組を進めて頂きたいと思います。特に、感覚過敏性、聴覚障害など、様々な音が発する環境では、情報の読み取り、聞き取りというのが難しいので、そういったところでの環境整備も必要ではないかと感じております。
- 資料3-3のスポーツ施設に関しましては、最近、障害者スポーツの促進ということもかなり推進されていると思います。特にスポーツ庁においては、スポーツ施設に障害者団体の団体競技の誘致や利用で当事者の直接の意見を聞く場になると思います。様々な障害特性とか種別があるので、是非積極的な利用促進に力を注いで頂きたい。また、情報の公開という面で、環境の特性、特徴、取組など、WEBで見える化して頂けると、障害者団体の方たちにとっては安心して利用できるのではないかとと思います。
- スポーツ施設も小規模店舗もそうなのですが、先ほどお話もあったように、その動線をどのようにつないでいくのか、内部が良くても、外観、外構を含めて、それがきちんとつながっているかどうか、そういったところの視点も重要ではないかと感じておりました。こういった取組がさらに推進されることを期待したいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【東洋大学 高橋座長】

- 学校関係について、ハードだけではなくて、ソフトも含めてしっかりと対応して頂きたい。そのことが心のバリアフリー、その他のことについてもつながっていくのではないかと御指摘。聴覚、感覚過敏の方々、児童生徒への情報の入手の問題についても忘れないで頂きたいという指摘がありました。
- 資料3-3については、招致の部分に当事者がきちんと関わっていくという指摘がありました。これは当事者の参画の問題とも同じかと思えます。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理 三宅氏】

- 今回このような丁寧な調査をして頂きまして、事務局をはじめ関係者の方々に非常に感謝をしております。

ます。そこからいろいろ見えてきたもの、課題等があると思いますので、また引き続き改善あるいは検討などをして、前に進むような取組をお願いいたします。

- 個別には、東京都の宿泊施設に関する取組が御紹介されました。実は、本日は欠席しておりますが、橋井が一昨年都内にできた新しい宿泊施設に泊まったところ、結局視覚障害者が恐らくここは利用できないだろうという感想を持った施設などがございました。建築設計標準に照らし合わせてみると、かなりの部分は盛り込まれているのですが、十分さでは足りておらず、結果的に利用がなかなか難しいという判断をしました。具体的には、複数台のエレベーターが設置されている場合、ほとんどの方は複数あるエレベーターから来たエレベーターを選んで利用できますが、そのうちの1台のみにしか音声案内がついていないため、視覚障害者はせっかく選択できる状態であるにもかかわらず利用が難しい状況に置かれるということです。宿泊施設に関しての取組状況については、もう少し丁寧に細かいくらいまでチェックするような形を今後も御検討して頂きたいと思います。
- 資料3-3のスポーツ施設について、三澤委員からもご指摘がありましたが、ハードの取組状況だけではなく、ソフト面についても是非調査に組み込んで頂きたいと思います。建物、施設が出来上がったとしても、それを視覚障害者が適正に利用できないという場面が出てくる場合があります。例えば、せっかく目線の高さでサインが設置されたにもかかわらず前に物が置かれて、結局そのサインは使われない、案内所のほうへ点字ブロックが敷設されているにも関わらず人がいないなど、ハードとソフトの一体的な取組が進むような調査を今後入れて頂ければと思います。座席の点字表示も1%にまだ満たない状況ではありますが、それと加えて人的なところにつながる仕組みについても、きっちり調査のところから見えてくるように取り組んで頂きたいと思います。
- 施設の改修時など、写真のみで送られてきて、チェックをしてくださいという依頼があるのですが、写真の技術の精度が上がって、かえってきれいに見えてしまうことがあります。スポーツ施設にしても、ほかの施設にしても、小規模店舗にしても、写真だけで済ませるのではなく、その地域の障害者などを現地で参加させるようなチェック体制というのを是非取り入れて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ホテルのエレベーターについて、複数あるのに1台だけが音声案内で、視覚障害の方がその選択をするのに困ってしまうといったような事例。スポーツ施設では、ハードとソフト、特に自治体の管理、運用面についての丁寧な対応が必要ではないか、当事者参画の在り方の問題についても御指摘がありました。

【全国精神保健福祉会 小幡委員】

- 既に障害者団体の皆さんから意見が出ておりますので、簡単にまとめたいと思います。今回調査をして頂きまして、いろいろなことが把握できるようになってきたと思うのですが、設置する側と、それをユーザーとして使う側の認識のギャップや使い勝手というところでの差異が生じているというのが見えてきたと思っています。当事者がヒアリングを受けたり、オブザーバーとして会議に参加したり、一緒に検討していく場に参加する際の仕様が重要です。現実の場で今設置があるものについてもきちんと検証した上で、これから展開するものについては意見を生かすというような形でのヒアリング、一体的なヒアリングが行われることが必要と思います。
- また、心のバリアフリーの視点をどのように設計基準の中に生かしていくのかについては、現在の標準の中でも、言葉では入っていても、まだ弱いところがあると思うので、是非今後の計画の中でさら

に深めていって頂きたいと思います。

- 例えば映画館では、カームダウン的な要素として、赤ちゃん連れの方がほかの観客の方に迷惑をかけないように映画が見られるようなスペースがあったりしますが、スポーツ観戦するときに、スポーツ施設でもそういった少し限られた独立なスペースを作ったり、もしくはカームダウンができるスペースをロールカーテンなどでもよいので仕切りなど作るというようなことも是非盛り込んで頂けるとよいと思いました。

【東洋大学 高橋座長】

- ソフト面、あるいは心のバリアフリーといった側面に関する建築設計標準への導入についてどうするかという御意見です。少しずつ建築設計標準の見直しにつれて、ハードだけではなくて、バリアフリーに基づいてソフトも一体的に運用できるような取組を進めてきているところですが、まだまだ新しい状況に対して対応し切れていない部分はあるかもしれません。しっかりと見直しを進めていく必要があると思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 資料3-2の「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」について感想を述べます。よく調査をして頂いて、現状が分かりました。ありがとうございます。学校の機能というのは、地域の防災拠点になると思っています。特に令和7年度までの整備目標の中で、バリアフリートイレ化の目標については、避難所に指定されている全ての学校に整備、令和4年度調査時点では約93%で、令和7年度までは完全に100%の目標にして頂きたいというのに賛同します。
- 校舎のエレベーター等について、要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備するという目標に対し、現状は41%ですが、こちらもなるべく数値を上げて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料3-3、学校のバリアフリー化について、トイレの問題、避難所指定、これは基本的に全てやっつけていかなければいけない状況だと思います。併せてエレベーターについての御指摘がありました。事例集等では触れておりますが、まだまだ、地方公共団体の取組が進んでいないという現状です。

【日本女子大 佐藤(克)委員】

- 地方公共団体の取組について、丁寧に調査をし、特に参考資料2としてまとめて頂いたこと、これは非常によいと思います。私も幾つか地方公共団体のバリアフリー基本構想絡みの会議に参加していますが、その場で他の自治体でこんな取組を実施しているということを共有するための基礎情報として、非常に有効に活用できると考えます。また、関係職員に対しての研修を依頼されることもあるので、その際に他の自治体の取組として共有をし、例えば地方条例、委任条例の策定に向けて、積極的に誘導していく根拠情報としても大変有効と考えています。
- 今後の国土交通省の取組に関して、冒頭、高橋座長からも、国連の勧告として、専門家に向けての教育が指摘されているという話がありました。その専門家教育に関して、国土交通省の立場からどんなことができるのかということもしっかり考える必要があると思います。そのためには、権利条約に対して、日本政府のカントリーレポート等の内容を把握しつつ、実施している研修等がうまく評価されなかったのではないのかということも含めて、国土交通省の立場から何が必要なのかについて考える必要もあるのではないかと思います。

【東洋大学 菅原委員】

- 全体としては、調査結果等を資料として丁寧にまとめて頂き、だからこそいろいろな課題が見えてきたと思います。学校施設のバリアフリー化について、文部科学省での会議にも参加しておりましたので、資料3-2について特にお伝えしたいと思います。地方自治体から既存不適合への対応や、エレベーター、トイレの設置の相談を文部科学省が受けているというご説明がありました。どのような技術的な解決方法を見いだせるかという相談内容だと思いますが、他の自治体でも同じような問題を多く抱えているのではないかと思います。実際にこういう課題があり、それに対してどのように判断をして、この形で実現したという、そのプロセスがもっと見えるようなものを是非出して頂けるとよいのではないかと思います。文部科学省からは通知も複数出されていて、とても積極的に進めて頂いているように見えるのですが、肝心の地方自治体で動いて頂けるところがまだまだ少ない。それはなぜなのかということをもっと掘り下げていく必要があると思います。
- そういった技術的な部分と、一方で、技術だけではなくユーザビリティといった使いやすさ、子供たちの立場、利用者の立場に立って、どうエレベーターやトイレ等を設置していくのがいいのかという判断は、現場で非常に悩ましいところだと思います。物理的な解決策として100%うまくいくとは限らない部分の、残ってしまった部分をしっかりと合理的配慮で埋めていくこと。それによって、その移動や利用の保障を100%に極力近づけていくというようなところがとても大事だと思います。またそのような情報をより広く他の自治体とも共有して、これだったらいけそうだな、やれそうだなというものを発信していくことは、とても大事だと思います。
- 事例集は、私自身も関わらせて頂きましたが、どうしてもビフォー・アフターできれいにまとめているようなところがあります。こうできましたというだけでなく、そこに至るまでのいろいろな判断、迷い、そしてこう決めたのだというところ、そこにどうやって当事者参加で要望を取り入れて組み入れていったのかという、そこをより丁寧に出して頂けると、もう少し自治体の後押しができるのではないかと思います。
- あともう一つは、入学前からの要配慮児童のバリアフリーに対するニーズ、要望に対してどう対応するか。小学校を意識するのは、保育園とか幼稚園、年中、年長辺りになるのかもしれませんが、そこから要望を伝えたとしても、例えばエレベーターはすぐに設置されるものではない。予算立てや、技術的にどうするかという検討にも時間がかかりますし、オーケーがもらえたとしても、エレベーターが設置されるのは例えば小学校3年になってからという状況で、1年生、2年生の間はどうするのだというような話が出てきます。それを入学時に間に合わせられるような仕組みをつくっていかないと、同じことを繰り返して、児童、保護者に負担をかけて、待ってくれというような状況を看過することになってしまいます。前倒しで、きちんと入学式に間に合う、晴れて楽しく入学を待てるというような状況をつくっていくということを、是非検討して頂き、実現に向けて取り組んで頂きたいと思えます。

【東京大学 松田委員】

- 私からは3点、まず、資料3-2について2点です。1点目は、今、菅原委員からのご発言にもありましたが、大学でもバリアフリー化しろと言われてもなかなかできない場合が多いと思います。ただし、実際の現場においては、教室を変えるなどの合理的配慮で対応するなど、何とか児童生徒の権利を守るということもされていると思います。そういう合理的配慮の取組事例なども今後まとめてあげると、児童生徒並びに施設管理者には、非常に大きなメリットになるのではないのかと思います。

- 2点目、同じく資料3-2について、避難所として見たときに使えるのかどうかというところが今後知りたいと思っています。例えば、多くの人が避難先で一時避難をされる体育館が、バリアフリートイレと接続されているかという視点も必要になってくるのではないかと思います。
- 最後、3点目です。資料3-3、スポーツ施設に関する調査について、観客席も重要ですが、競技者として使えるのかも非常に重要な視点ではないかと思います。その辺りもきちんと調査して頂ければ、非常に意義の高いものになるのではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 3点頂きました。合理的配慮の事例が必要だというご指摘。多様な教育を実践していかなければいけませんので、それに対する解が事例集の中でも付加されていくことが必要ではないかということ。体育館など避難所指定をされているエリアのトイレ整備の問題。実はここが一番遅れている部分でもあるわけです。競技施設については、アスリートの立場からのチェックといったところは、建築設計標準でも少し落ちている部分かと思えます。御指摘をありがとうございます。

【建築研究所 布田委員】

- 今までの皆様の御発言の中で大体意見が出そろっているので新たな発言というのは特にないですが、資料3-2の学校について、何年か前に私のほうから学校のバリアフリー化というのも考えていかないといけない、特に災害時の避難所となり得るのでという話をさせて頂きました。その後、特別特定建築物に追加され、先ほどの整備状況の御報告のように、徐々に整備もされてきているという状況です。より加速して頂ければと思っています。

【東洋大学 高橋座長】

- 学校関連で、何人かの委員からソフト面についてのご意見を頂いています。聞こえない、聞こえにくい方、見えない障害の方々への対応の問題、バリアフリー化の問題について、これは文部科学省では別途調査をされていると理解してよろしいのでしょうか。

【文部科学省】

- いろいろ御質問や御意見等を頂戴し、本当にありがとうございます。今、高橋座長からご発言頂きました点について補足いたします。
- まず、私たちはハードを担当する部署ですので、今回の調査は、ハード面についてのお話をさせて頂きました。省内で特別支援教育、ソフトのほうを担当している部署もごございます。ホームページ等では、通常の学級に在籍していて特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、日頃の学習面、行動面でどういった困難があるかという調査を実施しており、令和4年に発表しています。そちらがソフト面の取組状況として、参考になると思います。
- 藤平委員よりご指摘頂いた、聞こえない人の立場について、今回の調査では、学校設置者に対して、エレベーターを設置していますか、あるいはしていませんかということを確認しており、例えば、目の見えない方にとって、エレベーターのボタンに点字がきちんとついているか、パトライトなどの光、聴覚障害者の方に配慮した情報発信ができていないかという細かい仕様までは確認はしていません。一方で、文部科学省は、エレベーターの設置、バリアフリー化を進める上で、令和2年12月に、「学校施設バリアフリー化推進指針」をまとめており、この中では、利用しやすいエレベーターとして、聴覚障害者の利用に配慮して緊急時の音等の音声情報を視覚情報等でも表示することが有効であるといったように、それぞれの障害に応じた配慮、有効な方策について示しているところです。指針を踏

まえながら、学校設置者の方々に取り組んで頂きたいと考えております。

- 菅原委員からご指摘あった、自治体が動かない理由の掘り下げや、取組のプロセスが見えるものを作ることでより進めていこうということについては、重要だと考えております。今回、調査をまとめる過程で、自治体の方から課題として感じていることを伺うこともありました。先ほど紹介した以外にも、例えば、今後統廃合等を迎えていて、その状況で今設置していかどうか迷っているというお声であったりとか、そもそも大規模改修であったり、空調の設置だったり、他のテーマもある中で、どういったものをどういう順番で進めていくかを考えている最中だというような声も頂きました。私たちとしては、そういう声も受けながら、進んでいないところに対しては、個別に働きかけることも含めて一緒に取り組んでいきたいと思っています。

(3)建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性について

以下の資料について、事務局より説明

- **資料4 建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性（全体像）**

■ 意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4につきまして、皆様方からの御意見を伺えればと思います。

【DPI日本会議 佐藤(聡)委員】

- 法令基準の見直しについて、本当にありがとうございます。この検討会でも何度か提案してきましたが、真摯に住宅局が受け止めてくださって、今回見直しが示されたことは、とてもうれしく思っております。是非とも現代の時代状況に合わせて、さらに未来も見据えた数値基準にバージョンアップして頂きたいと思います。
- さらに、今回は含まれておりませんが、小規模店舗のバリアフリー化が進んでいないということが資料3-4でも明らかになりましたので、是非とも小規模店舗の最低限のバリアフリー基準の義務化ということも検討して頂きたいと思います。

【建築研究所 布田委員】

- 資料4の3ページ、バリアフリー基準の見直しについて、検討WGの中で具体化していくのだと思います。左下の主な基準の中に車椅子使用者用便房があります。従来であれば多機能トイレは、乳幼児連れの方の利用というも多くありますので、授乳室などの整備の視点も含めて、検討頂きたいと思います。
- また、車椅子使用者用便房について、誘導基準の中に各階1以上設置とあり、それは今までの建築物全体の中で1以上設置より、よい御提案になっていると思います。一方で、用途によって考え方は変わるとは思うのですが、施設を集中させたほうが待ち時間が少ないみたいなことも起こり得ると思います。各階に1つということだけではなくて、1フロア飛ばしてもいいので、1つのフロアに2つを選択できるようにすることも可能性として排除しない検討をして頂けるとよいと思います。その場合、車椅子の方々は、上下階への移動も必要になるので、エレベーターの位置との関係など、便房のことだけではなくて、レイアウトも含めて、広めに検討WGで御検討頂けるとよいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 布田委員からは、トイレの整備について、授乳室等の整備も考えること、バリアフリー関連設備の配

置の問題の御指摘がありました。恐らく、用途ですとか規模によっても一律にはいかないという部分がありますので、その辺りをどうするか。基本的な基準となりますと、本当に最低基準としてセットするというようになってくるかと思えます。その基本的な事項をどこまで機能を付加するか、あるいは付加できないかということの検討が次年度以降されると認識しております。

【全日本ろうあ連盟 藤平委員】

- 取組の方向性の書き方に少し違和感を覚えました。皆さんからの御意見の中で、ハードだけではなくソフト面についても非常に大事であるというお話がございました。私たち聴覚障害者にとって、情報アクセシビリティというところが非常に大事な部分です。昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されておりますので、新しい方向性の中に何かうまくそれらも取り入れていただくという考え方があるのかどうか、伺いたと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4で提案を頂いているこれからの方向性については、どちらかというハード、そして車椅子使用者といったような側面が出てきていますが、車椅子使用者以外の部分、特に情報のアクセスの問題、法律が他の省庁から出ていますが、そういったことも含めて総合的に捉えていく必要があるのではないかと御指摘かと思えます。
- 今幾つか御質問あるいは御提案と頂いた内容については、今後検討する形になるかと思えますが、現時点で事務局からいかがでしょうか。

【事務局(国土交通省)】

- たくさんの御意見をありがとうございます。資料3について、冒頭、木野内委員より、このデータをエビデンスとして示して、これをどう理解するかというところが大事なのではないかと御話を頂きました。今回、データを示すことで様々、具体的な御意見を頂けたと思えますし、この頂いた御意見を、一つ一つ丁寧に考えていくことが大切と思えます。
- 最後のところで、建築設計標準の今後の方向性ですとか、あるいはバリアフリー法令の基準についても説明させて頂きました。小規模店舗についてテナントのご指摘なども頂きました。バリアフリー法では、義務化対象規模の引下げということになってくると思えますが、実態調査でお示ししているように、少しずつバリアフリー化が進んでいるという状況は見られますが、まだまだ課題がある、実態が見えていない部分もございます。我々としては、建築設計標準の周知ですとか、あるいは改修に対しての財政的な支援なども設けております。さらに、その地域の実情に応じて、条例でかなり丁寧に取り組んでいる自治体などもございますし、それを広げていくことで、全国的な水準を引き上げていきたいと考えています。その状況を的確につかみながら、中長期的にきちんと考えていくということかと思っております。
- また、ソフト面のお話もたくさん頂きました。ハードだけでバリアフリーが完結するかという、そうではないのだろうという風に認識しております。我々、ハードを担当している部門ですので、関係省庁とも連携しながらどのようなことができるのかを考えたいと思えます。特に当事者の方からご指摘頂いた中でも、ソフトで対応できること、ハードで対応できること、いろいろなものがあると思えます。実際にどのようにするのがよいのかを考えながら、建築設計標準にどのように書いていけるのか、しっかり考えていきたいと思えます。
- ソフトの対応とも絡んできますが、意見聴取をしながら建物を造り上げていくというプロセスがとて

も大事だと思っています。義務基準だけでやっていくことは難しく、多様な方が参画し、建物を造り上げていく、そういうプロセスをきちんと踏んでいけるようなものを整理できればと思っています。たくさんの御意見を頂いたところですが、今後の取組につなげていけるように整理して、また議論させて頂ければと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 毎回の議論で出てくる部分が非常に多いですが、このバリアフリー法そのものが、各省庁にまたがりながら共同で提案されているという側面もありますし、藤平委員から御提案がありましたようなコミュニケーションの問題、情報の問題というのは、まさに今、いろいろな方面で、聴覚障害者の問題だけではなく、様々な障害の方々の中での非常に重要な側面になっていると思います。さらに、法の趣旨に基づいた連携、政府の中の連携が非常に重要と思いますので、その辺りも含めて議論が深められればと思います。

5. その他

以下の資料について、事務局より説明

- **資料5 追加意見の提出様式、残念事例収集の様式**

6. 閉会

➤ **国土交通省住宅局 参事官（建築企画担当）付 藤原 企画専門官 ご挨拶**

本日はたくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。取組の方向性としては、先ほど御説明したとおりでございますが、大事なことは、皆さんがより住みよい社会をつくっていくということだと思います。国土交通省としては、取組をやめない、ずっと取り組み続けるということがとても大事だと思います。引き続き皆さんの御協力を賜りながら進めて参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。本日は本当にどうもありがとうございました。

以上